

みやざき文化振興計画

～一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して～

令和5年6月

宮崎県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2節 文化とは	3
第3節 文化の振興等に当たっての基本理念	4

第2章 文化を取り巻く社会情勢と本県文化の現状・課題

第1節 文化を取り巻く社会情勢	5
1 法律の制定等	
2 人口減少、少子高齢化の進行	
3 デジタル化、グローバル化の進展	
4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大	
5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における 文化プログラムの実施	
第2節 本県文化を取り巻く現状	8
1 宮崎県文化振興条例の制定	
2 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催	
3 「記紀編さん1300年記念事業」の展開	
第3節 みやざき文化振興ビジョン（平成29年2月改定）の成果と課題	9
1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実	
2 文化活動を支え育む環境の整備	
3 文化資源の保存・継承	
4 特色ある文化資源の活用	
5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上	

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標	16
第2節 計画の基本施策	17
第3節 重点を置く視点	18
第4節 施策の体系	19

第4章 具体的な施策の展開

第1節 文化を実感できる 環境づくり	20
施策1 文化に対する理解の醸成等	
施策2 県民の鑑賞等の機会の充実	
施策3 文化施設等の充実及び活用の促進	
施策4 事業者による文化活動等の促進	
第2節 文化を支え、育む 人づくり	30
施策5 郷土に対する誇りと愛着の醸成	
施策6 子どもの感性等の育成	
施策7 障がいのある人の文化活動の充実	
施策8 高齢者の文化活動の充実	
施策9 文化の担い手の育成及び確保	
施策10 顕彰	
第3節 文化を活用した 地域づくり	38
施策11 文化を生かした地域の活性化	
施策12 文化を生かした産業の活性化	
施策13 文化による交流の推進	

第5章 施策の推進について

第1節 各主体の役割	44
1 県の責務	
2 各主体に期待される役割	
(1) 県民	
(2) 文化団体等	
(3) 教育機関	
(4) 事業者	
(5) 市町村	
第2節 この計画で目指す将来の姿	47
1 基本的な考え方	
2 成果目標（4年後の姿）	

附属資料

1	みやざき文化振興計画の作成経過	50
2	令和4年度 みやざきの文化を考える懇談会委員名簿	51
3	令和2年度 文化振興のための県民意識調査結果概要	52
4	宮崎県文化振興条例（令和4年3月14日条例第2号）	67

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

古事記・日本書紀において日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれている本県では、数多くの神話や伝承とともに、神楽をはじめとする多様な民俗芸能や祭り、古墳や歴史的町並みが今も暮らしの中で息づいており、これらを背景として、文学や音楽、美術などの芸術の分野においても、県内各地で様々な活動が展開されています。

県では、古事記編さん1300年の平成24年から日本書紀編さん1300年の令和2年までの9年間をかけて「記紀編さん1300年記念事業」に取り組み、神話や神楽などに彩られた本県ならではの魅力を多くの方に認知していただくとともに、県民の郷土に対する愛着や誇りの醸成に取り組みました。

また令和3年度には、国民文化祭*、全国障害者芸術・文化祭*が本県で開催され、郷土の魅力に気づく契機になるとともに、多くの方々に感動や勇気を与えました。

こうした状況の中、本県では、令和4年3月14日に「宮崎県文化振興条例」（以下「条例」という。）を制定し、真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指し、県民が共有すべき理念及び文化の振興等に関する施策の基本的な事項について定めました。

この条例の規定に基づき、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「みやざき文化振興計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

* 国民文化祭：観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、昭和61年度から各都道府県で毎年度開催されている。

* 全国障害者芸術・文化祭：障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、平成13年度から各県持ち回りで毎年度開催されている。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第9条第1項に規定する基本計画として策定し、また宮崎県総合計画を上位計画とする部門別計画としても位置づけるものであり、今後の県の文化振興に関する基本的な方向性を定め、それらを実現するために県が行う具体的な施策を明らかにした、文化に関する県政運営の具体的計画であるとともに、県民全体で共有していくものです。

また、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としても位置づけるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

ただし、文化に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2節 文化とは

文化とは、人それぞれの考え方に幅があり、さまざまに捉えることができますが、最も広義の「文化」と捉えれば、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しています。（「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（平成27年5月22日閣議決定）より抜粋）

条例においては、以下のようなものを「文化」として例示しています。

芸術	文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊その他芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
伝統芸能	能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民俗芸能	神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能
地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化	祭り、年中行事、神話、伝承その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、方言その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術 地域の歴史的又は文化的な景観等

第3節 文化の振興等に当たっての基本理念

条例第2条各項には、文化の振興等に当たっての基本理念として、次に掲げるものを定めています。

本計画における文化の振興等に係る施策についても、この基本理念の下に取り組んでいきます。

文化の振興等の基本理念

- 県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下に、その自主性を尊重する
- 文化活動を行う者の創造性を十分に尊重し、その能力が十分に発揮されるよう考慮する
- 県民が等しく、文化を鑑賞し、参加し、創造することができるよう考慮する
- 文化に対する県民の関心と理解を深めつつ、文化の多様性が尊重されるよう考慮する
- 本県の特色ある文化を、県民が郷土への誇りと愛着をもって将来に継承できるよう考慮する
- 本県文化の魅力を国内外に広く発信するとともに、文化を通じた人々の活発な交流の推進が図られるよう考慮する
- 子どもに対する文化に関する教育の重要性を考慮する
- 文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくりなどの各施策との有機的な連携が図られるよう配慮する
- 県民、文化団体等、教育機関、事業者、市町村及び県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮する

第2章 文化を取り巻く社会情勢と本県文化の現状・課題

第1節 文化を取り巻く社会情勢

1 法律の制定等

(1) 「文化芸術振興基本法」の改正

平成29年6月に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、法律の名称が「文化芸術基本法」に改められました。

この改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

また、国においては、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することが義務づけられ、平成30年3月に策定されました。

(2) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 「文化観光推進法」の制定

令和2年4月に、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。

(4) 「文化財保護法」の改正

令和3年4月に、「文化財保護法」が一部改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財について、これまで指定の対象とならなかった書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るため、登録制度が創設されるとともに、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に位置付け、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度が創設されました。

(5) 「博物館法」の改正

令和4年4月に、「博物館法」が一部改正され、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことが定められるとともに、博物館の事業や登録の要件等を見直すなど、多様化・高度化している博物館の役割を果たしていくための規定が整備されました。

2 人口減少、少子高齢化の進行

我が国の総人口は、令和3年10月1日現在、1億2550万人となっており、本県の人口は、106万1千人となっています。

我が国の総人口は長期の人口減少過程に入っており、令和11年に人口1億2000万人を下回った後も減少を続け、令和35年には1億人を割って9924万人となり、令和47年には8808万人になると推計されています。

本県における総人口も平成8年をピークに減少傾向が続いています。

また、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和18年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると推計されています。

本県における高齢化率も、一貫して増加傾向が続いており、令和3年10月1日現在で33.13%と高い水準にあり、年少人口も減少傾向にあることから、地域コミュニティの衰退や、文化の担い手不足等の問題が指摘されています。

3 デジタル化、グローバル化の進展

近年、ICT*は、デジタル化の基盤である通信インフラにおける超高速・大容量化、スマートフォンによるモバイルでの利用拡大、モノがネットワークにつながるIoT*化など、様々な形で進化を続けながら、その普及が進んでいます。

文化の分野においても、デジタル技術を活用した新たな表現方法が生まれるなど、デジタル技術の活用が進んでいます。

* ICT : Information&Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

* IoT : Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、音楽や演劇等の舞台公演、祭り等の地域の伝統行事等が中止・制限されるなど、文化活動においても大きな影響を与えました。

特に、学校での活動をはじめとした子どもや若者の文化活動も大きく制限されたため、子どもや若者の文化に触れる機会が減少するなど、次世代の育成にも影響が出ています。

一方で、オンラインによる公演の配信など、三密（密閉、密集、密接）を回避し感染リスクを下げる新しい生活様式に対応した、ICT を活用した文化活動が生まれるなど、今後も多様な文化活動が展開されることが予想されます。

5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの実施

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあることから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においても、東京2020NIPPONフェスティバルや日本博、東京2020文化オリンピアド、beyond2020といった様々な文化プログラム*が日本全国で展開されました。

* 文化プログラム：オリンピック憲章において、オリンピック組織委員会には文化プログラムの実施が義務付けられている。

第2節 本県文化を取り巻く現状

1 宮崎県文化振興条例の制定

令和4年3月14日に、「宮崎県文化振興条例」が公布、施行されました。

この条例は、文化の振興等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることで、真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現を目的としています。

また、この条例の制定により、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する施策に関する基本的な計画の策定が県に義務づけられました。

2 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催

令和3年度に本県で国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が開催されました。この全国的な文化イベントの開催は、郷土の魅力に気づく契機となるとともに、その開催によって文化振興の気運を高めることができました。

この機運を一過性のものとせず、さらなる気運醸成を図り、県内の文化振興や地域活性化につなげるため、県民をはじめ市町村や関係機関、文化団体等が一体となって取組を進めていく必要があります。

3 「記紀編さん1300年記念事業」の展開

県では、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」を基本コンセプトに、古事記編さん1300年に当たる平成24年から、日本書紀編さん1300年となる令和2年までの期間「記紀編さん1300年記念事業」を展開しました。

この取組は、日向神話や神楽など世代を超えて受け継がれてきた地域の伝統文化を再認識し、今後の人づくりや地域の活性化につなげる目的で展開されました。

また、県内神楽については、「神楽」の2026年のユネスコ無形文化遺産*登録を目指して、全国の神楽保存団体と一致団結して登録に向けた活動に取り組んでいます。

* ユネスコ無形文化遺産：「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく、芸能、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術など無形の文化遺産。

第3節 みやざき文化振興ビジョン（平成29年2月改定）の成果と課題

県では、「みやざき文化振興ビジョン（平成29年2月改定）」の次の5つの基本的な方向性のもと、各種施策を推進してきました。

みやざき文化振興ビジョン（平成29年2月改定）の5つの基本的な方向性

- 1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実
- 2 文化活動を支え育む環境の整備
- 3 文化資源の保存・継承
- 4 特色ある文化資源の活用
- 5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しみ、より身近なものとして感じられるよう、県立芸術劇場や県立美術館、県総合博物館などの県立文化施設における鑑賞・学習機会の充実や、県立文化施設から離れた地域の方々が身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ*事業など、多くの県民が質の高い優れた芸術に触れられる機会を提供してきました。

また、宮崎国際音楽祭や子ども美術教室などを通して、子どもたちに対して鑑賞機会や体験活動の機会を提供してきました。

文化活動を行っている個人や団体が活動・発表する場を設けるため、県高等学校総合文化祭の開催、みやざき文学賞や県民芸術祭開催に対する支援などを行うとともに、県立美術館においては、若手芸術家による「チャレンジギャラリー」、美術を愛好する人たちの裾野の拡大とレベルアップを目指した「みやざき総合美術展」や県民の美術作品の発表の場としての「県民ギャラリー」、県立芸術劇場では、舞台芸術に取り組む舞台芸術家による「みやざきの舞台芸術シリーズ」など、県民の文化活動への積極的な支援を行ってきました。

文化交流の面では、地域や国、ジャンルを超えた文化交流を推進し、新しい文化の創造につなげるため、国民文化祭や九州地区民俗芸能大会への派遣や、東アジア地域との国際交流事業を通して民間団体の派遣や受け入れなどを行ってきました。

* アウトリーチ：「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日頃、文化に触れる機会の少ない人々や関心の薄い人々に働きかけて、文化活動を提供していくこと。

また、多くの県民に身近な場所で本物の美術作品に親しんでいただくことを目的に、県立美術館の収蔵作品を県内各地で展示・紹介する「旅する美術館」（タビビ）を開催しました。

【主な課題】

- ・より一層文化に親しむためには、初心者も気軽に参加し、楽しめる文化事業の充実や子どもが文化に親しむ機会の充実を図ることが必要だとの声があります。
- ・多くの県民が、子どもが文化に親しむ機会の充実を期待しており、学校における文化に触れる機会の確保が求められています。
- ・文化施設やイベントが宮崎市周辺に集中し、会場に訪れることが難しいとの意見も多く、今後もさらに県民の鑑賞機会における地域間格差の解消に努める必要があります。

2 文化活動を支え育む環境の整備

県民の文化活動を支えるため、公益財団法人宮崎県芸術文化協会*が開催する県民芸術祭への支援や、国民文化祭参加団体に対する補助、九州地区民俗芸能大会への派遣を実施してきました。

県の芸術を担う人材を発掘し育成するため、芸術家の海外留学に対する支援や、宮崎国際音楽祭における教育プログラム「ミュージック・アカデミーinみやざき」において、音楽家を目指す若者や県内学生が、世界の第一線で活躍する演奏家による指導を受ける機会を提供しました。

また、学校においては、文化活動の振興を図ることを目的に、伝統文化教材の研究・開発や教員を対象とした実技研修会などを実施し、指導力・授業力の向上を図りました。

県立文化施設においては、文化を育む拠点として、県民が多彩な文化に身近に触れ、親しめるよう、特色ある事業を展開しています。

県立芸術劇場においては、良質で魅力ある舞台芸術の提供に加え、鑑賞をより深めるための講習会やワークショップ*に取り組んだほか、県内の芸術家への活躍の場の提供や人材育成など積極的な支援を行いました。

県立図書館においては、蔵書の専門性を高め、県内公立図書館対象の研修を実施したほか、多くの県民が県立図書館の所蔵資料が活用できるよう市町村立図書館への配送システムを大学や県立高等学校へも拡充を図るなど、全県的に読書に親しむ環境の整備を図りました。

県立美術館においては、特別展やコレクション展をはじめ、県民の発表の場としてみやざき総合美術展の開催や、成人向けの実技講座や子ども美術教室、自由に参加できるワークショップの実施などに取り組みました。また、より多くの県民が気軽に本物の美術作品や芸術家の制作等に触れることができるよう、収蔵作品を県内各地で展示紹介する「移動鑑賞教室」や「旅する美術館」（タビビ）、創作体験及び美術作家との交流がで

* 公益財団法人宮崎県芸術文化協会：全県的組織の分野別芸術文化団体と市町村単位の総合的芸術文化団体とで構成された、県における総合的な文化振興団体。

分野別芸術文化団体は、文芸、美術、音楽、演劇、舞踊、生活文化等さまざまな分野の愛好者による団体として活動するとともに、講演会・発表会・展示会等を開催することにより、幅広く県民に文化芸術への参加や鑑賞の機会を提供している。

また、市町村単位の団体は、さまざまな分野の団体が所属し、地域の文化祭等を開催することにより、地域住民に芸術文化の鑑賞機会を提供している。

* ワークショップ：講義などに代表される一方的な知識の伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学び・創造の場。

きる「わくわくアート」等を実施しました。

県総合博物館においては、本県の自然、歴史、民俗などの調査及び資料の収集や展示のほか、特別展を開催するとともに、博物館講座や学校・福祉施設と連携した事業を実施しました。

県立西都原考古博物館においては、西都原古墳群をはじめとする県内遺跡の調査研究や、企画展・特別展を開催するとともに、国内外への考古資料の貸出や、増加する訪日外国人観光客への対応及び南九州の古墳文化の世界文化遺産*登録に対する気運醸成を図るため、ホームページや展示物等の多言語化を行いました。

【主な課題】

- ・ 県民の多くが文化施設における公演・展示のさらなる充実に期待しており、今後も引き続きその内容の充実を図る必要があります。
- ・ 県民の多くが多様な媒体によるわかりやすいイベント情報の提供を望んでおり、情報を受け取る側の視点に立った、より効果的な提供方法について考える必要があります。
- ・ 文化団体の課題として、「会員の減少、高齢化」や「活動資金の不足」を挙げる文化団体が多くなっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、「練習・発表する場所の確保」や「活動内容の固定化」という課題も上がっています。
- ・ 文化政策を推進するため、幅広い専門的な役割や機能が求められる一方で、行政機関や学校、地域において文化活動を支える人材が不足しています。

* 世界文化遺産：世界遺産とは「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく、人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき遺跡や建造物群、自然環境等を守ろうとして、世界遺産委員会で審議され登録された有形の不動産を指す。世界遺産には文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種があり、そのうち文化遺産は記念物、建造物群及び遺跡などに分類されている。

3 文化資源の保存・継承

県内には、有形・無形の文化財が数多く受け継がれており、令和4年4月1日現在、県内では計1300件以上の文化財が国及び地方公共団体の指定・登録を受けています。県内の国指定文化財が、これまで114件が指定されており、県指定文化財では225件、市町村においても総計856件の指定が行われています。

県では、文化財の保存・活用のため、民俗芸能保存団体への助成などを行うとともに、子どもたちの交流・体験事業等の実施や県内の民俗芸能などを紹介したガイドブックの作成など、地域の民俗芸能への関心や継承意識を高める取組を行ってきました。

また、「神楽」の令和8年（2026年）のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、全国の神楽保存団体と連携した活動や、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産の登録を視野に入れた調査研究なども行っています。

【主な課題】

- ・ 少子高齢化による民俗芸能の伝承及び後継者・担い手の不足が大きな課題となっており、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も、地元の民俗芸能の維持、伝承を難しくしています。

4 特色ある文化資源の活用

本県ならではの文化資源を掘り起こし、情報発信し、地域づくりにつなげる取組として、平成24年から「記紀編さん1300年記念事業」を展開しました。この事業においては、長い年月にわたり受け継がれてきた神話や伝承、伝統芸能など本県の優れた文化資源に光を当て、「神話の源流みやざき」としてのブランド定着に向け、県内では地域に残る神話や伝承などをより深く知ってもらうため、県内大学と連携した講座や講演会を開催しました。また、県外では神話ゆかりの県や首都圏等の大学との連携によるシンポジウムや神楽公演の開催などに取り組みました。

また、平成27年12月には、国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産*に「高千穂郷・椎葉山地域」が認定されました。山間地の環境と共生して農林業の複合経営を確立し、地域一体となって神楽などの伝統文化と共に次世代へ継承している取組が評価されたものです。

文化資源を生かした産業振興として、県では伝統的工芸品の指定及び伝統工芸士の認定のほか、アンテナショップでの展示販売や工芸品展の開催、県政番組を通じた広報など、販売促進や販路開拓の支援、情報発信等に取り組んできました。

次世代へ本県の文化を継承するため、郷土先覚者の功績を後世に伝えるとともに、次代を担う子どもたちの人間形成に役立てるため、県民を対象とした講演会及び展覧会の開催や、遠足等の校外学習、小学校社会科副読本を活用した郷土先覚者の学習機会の充実を図りました。

【主な課題】

- ・ 価値付けが十分になされていない文化財もあり、未指定も含めた各地域の文化財の掘り起こしが課題となっています。
- ・ 地域資源の磨き上げや掘り起こしに当たっては、市町村と県が効果的に連携するとともに、地域づくりの核となる人材・団体の育成やネットワークづくりが必要です。

* 世界農業遺産： 伝統的な農業・農法と、それによって育まれた文化や土地景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域について、それらの保全と持続的な活用が図られることを目的として、国連食糧農業機関（FAO）が認定する仕組み。

5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

令和3年度に本県で開催された「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」では、宮崎県の文化資源を再発見し、郷土の魅力に気づく契機になるとともに、多くの県民にとって文化に親しむ機会となりました。

また、大会の開催を通して、地域や文化団体等との間で連帯感が生まれ、連携強化に繋がるとともに、神楽と電子音楽のコラボレーションなど異分野の文化の融合による新しい文化の創造やこれまで関心の無かった層へのアプローチ、新しい鑑賞方法の提案など、積極的な他分野との連携が行われました。

さらに、舞台の演者が手話で概要通訳を行うなど、障がいのある人もより文化を楽しむことができる新たな鑑賞方法を工夫・実践したことで、県民の鑑賞の幅が広がったほか、芸術・文化祭にボランティアやスタッフとして関わった方が、障がい者芸術の魅力に気づき、触れるきっかけになるなど、障がいのあるなしに関わらず文化活動を楽しむきっかけとなりました。

大会を通して生まれたこうした機運を一過性のものとせず、さらなる機運醸成を図ることが求められています。

【主な課題】

- ・国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の参加者からは、宮崎県の文化の向上発展のためには、発表の機会の増加や子どもの文化に触れる機会の増加が必要だとの声がありました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産です。

そのため、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に触れ親しむことができる地域社会を目指していく必要があります。

このような地域社会を、一人ひとりが持つそれぞれの文化がつながり、そしてそれが広がっていくことで実現することを目指して、「一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して」を基本目標に決めました。

そして、この基本目標のもと、「県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることができるみやざき」、「県民が文化活動の主体となり、その能力を十分に発揮するみやざき」、「県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持つみやざき」、「県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき」の4つを本県の将来の目指す姿として掲げます。

【基本目標】

一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して

【目指す姿】

- 県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることができるみやざき
- 県民が文化活動の主体となり、その能力を十分に発揮するみやざき
- 県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持つみやざき
- 県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき

第2節 計画の基本施策

文化を振興していくことで、私たちの地域や暮らしに活力や豊かさがもたらされることが期待されますが、その一方で、文化を取り巻く社会環境や文化の現状は厳しいものがあります。

このため、本県の文化の現状、課題等を踏まえ、一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して、次の3つを基本施策とし、各種の具体的な施策を展開していきます。

また、この3つの基本施策は密接に関連しているため、施策の展開にあたっては、相互に連携を図ることにより、施策の効果を高めていきます。

【3つの基本施策】

- 1 文化を実感できる 環境づくり
- 2 文化を支え、育む 人づくり
- 3 文化を活用した 地域づくり

第3節 重点を置く視点

今回の計画の策定に当たっては、計画の骨格となる基本施策や各種の具体的な施策については、条例により定められた体系を基にしています。

その中で、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による舞台公演、地域の伝統行事等の中止・制限等による子どもや若者をはじめとした文化に触れる機会の減少や、文化活動の担い手不足の深刻化などの課題への対応、そして文化の新たな価値の活用や国文祭・芸文祭で培われたものを生かすために、今回の計画においては、以下の事項に重点を置いて各施策に取り組むこととします。

【重点を置く視点】

1 文化の裾野の拡大

より多くの県民が文化に興味関心を持ち、理解を深められるような環境・人材づくりを行っていきます。

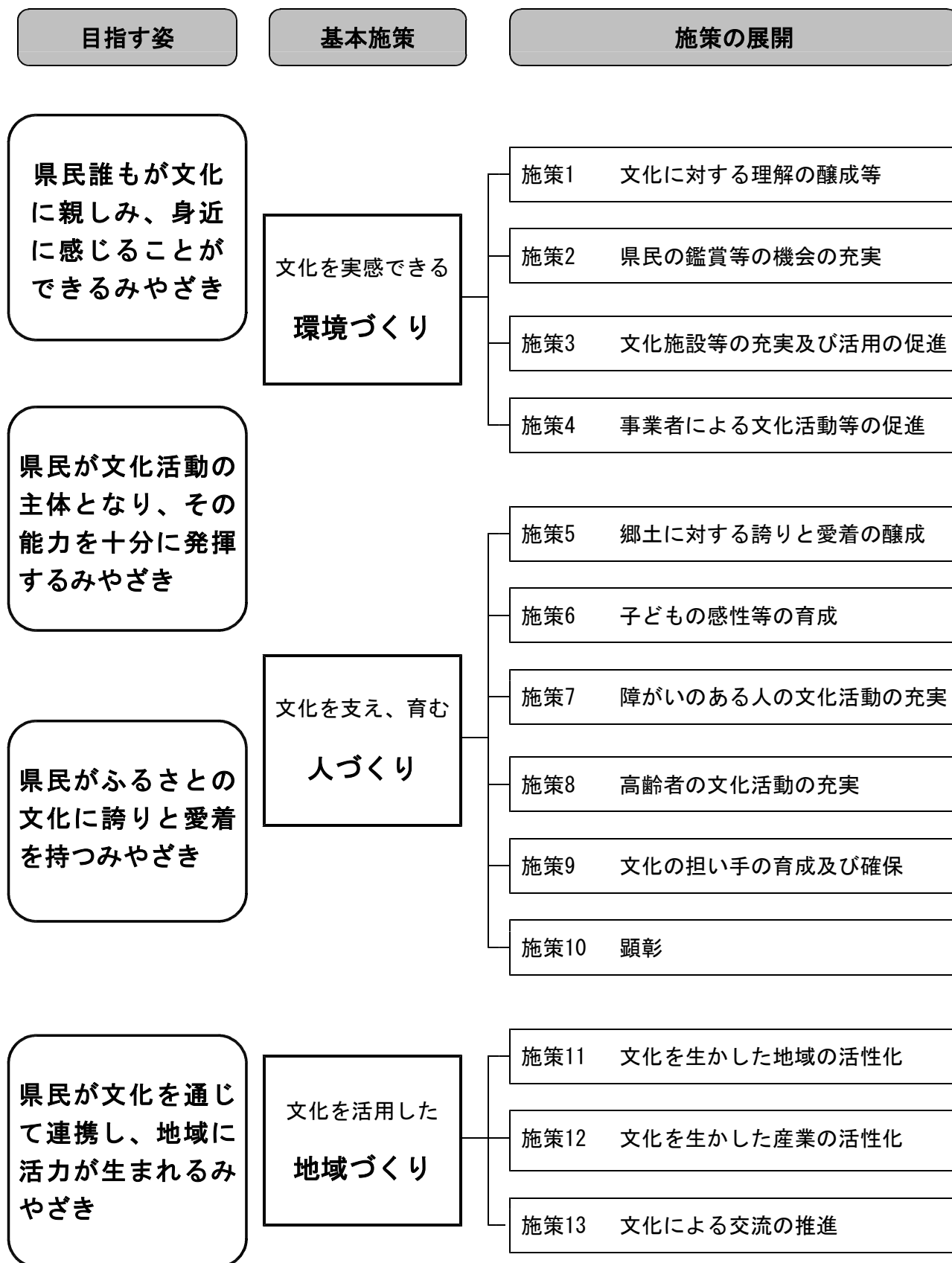
2 様々な分野との連携の推進

文化の有する創造性や多様な価値を生かし、異なる分野の主体や施策と連携し、地域の魅力を増進します。

【主な取組等】

- 多様な鑑賞機会の充実
- 創作・発表機会の充実
- 誰もが文化に触れる機会の充実
- 文化を担う人材の育成・支援
- 事業者が行う従業員等の文化活動への支援の促進
- 文化を活用した地域づくりの推進
- 文化を活用した観光・産業の振興
- 多様な文化交流の促進

第4節 施策の体系



第4章 具体的な施策の展開

第1節 文化を実感できる 環境づくり

施策1 文化に対する理解の醸成等

県民が文化に親しみ、より身近なものとして感じるためには、さまざまな文化に触れるなどして、文化を知り、理解する機会を充実させることが必要になります。

このため、講座やワークショップを行うなど、初心者から経験者まで幅広く、文化について学ぶ機会の充実を図ります。

また、演奏家による楽器の講習会や美術教室、本県の歴史・風土などをテーマとした講座など、県民が文化や芸術を学習する機会の充実を図るとともに、プロの演奏家や芸術家との共演機会の提供など、芸術家との交流も積極的に進めます。

【主な取組】

①文化や芸術を学習する機会の充実

- ・舞台芸術や美術展示品等に対し、県民がより理解を深められるよう、解説を交えた公演の実施や、学芸員による講義や鑑賞会、ギャラリートーク等の充実を図ります。
- ・子どもや初心者を対象とした楽器の体験講座や、県内の愛好家や学生を対象とした招へい公演の出演者による講座やワークショップの開催など、初心者から経験者まで幅広く楽器演奏を学ぶ機会を提供します。
- ・県内外の講師による成人向け講座の開催など、県民が美術への興味や関心を高め、知識や技術の向上を図る機会を提供します。
- ・宮崎の文化を学習することができるよう、本県の自然・歴史・風土などをテーマとした講座や資料の展示等の充実を図ります。
- ・学校で学習する芸術に関する教科・科目は、知性と感性の両方を働かせる学習であり、多様な価値を認める柔軟な発想や、他者との協働による自己表現、自己形成に意義があることを踏まえた指導の充実を図ります。

②芸術家との交流

- ・県内で活動する学生や文化団体が、プロの演奏家や芸術家等と共演する機会を

提供します。

- ・ 芸術家の独自の視点や発想を生かしたワークショップや講演等の実施を通して、作家や美術館、地域住民との交流を図ります。

③イベント等による県民参加の拡大と発信力の強化

- ・ 年齢や障がいのあるなしにかかわらず、多くの県民が文化的なイベント等に参加することで、多彩な分野の文化に親しみ、文化活動への参加意欲を高める機会とします。
- ・ 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催による県内の文化活動の盛り上げを一過性のものとせず、より活発化していくよう、活動に携わった人材やネットワークをさらに発展させていきます。
- ・ イベントや SNS*等を活用した情報発信を行うことで、本県の魅力ある文化について発信力の強化を図っていきます。

* SNS : Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

施策2 県民の鑑賞等の機会の充実

普段文化活動を行っていない人も文化に触れ、感じてもらい文化を身近に感じることができる人を増やしていく、言い換えると文化の裾野を広げるためには、文化に触れる機会を充実させるとともに、文化活動を行っている個人や団体の創作意欲を高め、活動・発表する場を設けていくことが必要です。

このため、質の高い優れた芸術に触れる公演・美術展を開催するほか、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動を実施するなど、県民がさまざまな形で公演等を鑑賞する機会を提供します。

また、文化活動の成果を発表する機会の充実を図るとともに、県民等の創作活動を支援するため、練習室やアトリエ等の貸出施設の利用を進めます。

【主な取組】

④多様な鑑賞機会の充実

- ・宮崎国際音楽祭の開催をはじめとした国内外の一流のオーケストラ及び舞台芸術公演の実施や、美術品の特別展の開催など、県民が優れた芸術に直接触れる機会の提供に取り組みます。

◆宮崎国際音楽祭の充実・発展

- ・本県の芸術文化の核として国内外の一流の演奏家による質の高い演奏会を開催します。
 - ・世界トップレベルのクラシック音楽に触れる機会を提供するほか、新たな音楽ファンの裾野を広げていくため、低価格かつ短時間で鑑賞できる公演や多彩なジャンルの音楽を取り入れた演奏会、解説付きの親しみやすい演奏会を開催するなど、音楽をより身近に感じてもらうための企画に取り組みます。
 - ・県内で音楽活動をする人々とプロの演奏家が共演する演奏会や、県内音楽団体による演奏会を開催します。
 - ・国内外で活躍する一流の音楽家を講師とした実技指導等を通して、活躍が期待される若手演奏家を育成するとともに、県内の学生や音楽家の技術向上と県内の芸術文化の底上げを図ります。
-
- ・地域の芸術家や文化団体等による創造的な公演・展覧会などを鑑賞する機会の充実を図ります。

⑤アウトリーチ活動の充実

- ・文化施設から離れた地域に住む県民が質の高い芸術に触れることができるよう、学校や福祉施設等への芸術家派遣や、美術館・博物館による所蔵品等の巡回展示や出前講座などのアウトリーチ活動に積極的に取り組みます。

⑥文化祭や美術展などの発表機会の充実

- ・市町村や地域の文化団体が実施する文化祭や各種文化イベントを支援します。
- ・みやざき総合美術展やみやざき文学賞など、県民の文化活動を発表する機会を提供するとともに作品に対する客観的な評価を受け、さらに研鑽する機会を提供します。

施策3 文化施設等の充実及び活用の促進

県民が文化に親しみ、文化活動を活発に行うためには、文化施設が県民の多様なニーズに対応し、その役割を果たすことが必要です。

このため、県民が文化を継承、創造、発信する拠点としての機能の充実を図るとともに、より身近で活用しやすい施設づくりを推進します。

【主な取組】

⑦文化施設相互の連携の促進

- ・ 県立芸術劇場においては、市町村の公立文化施設と積極的に連携し、公演や事業の共同実施による費用の低減や運営ノウハウの共有などにより事業効果を高めるとともに、県の中核的文化施設としての機能を果たします。
- ・ 県立図書館においては、県内市町村の公立図書館及び公民館図書室等と情報共有を図るとともに、要請に応じて運営やサービスに関する助言や、必要な研修を行うなど、相互の連携を密にすることで県内全体の図書館振興を図ります。
- ・ 本県の文化の発信力を高めるため、県総合文化公園に近接する県立美術館、県立図書館、県立芸術劇場及び県総合博物館の4館が連携した事業の充実を図ります。

⑧地域文化の拠点としての機能の充実

◆県立芸術劇場

県立芸術劇場は、県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的に設置され、3つのホールと練習室等を備えています。

運営指針として、施設の特性を最大限に生かしながら、文化を鑑賞すること、文化活動を創作・体験すること、活動の成果を発表すること、文化に関わる人々の交流など、県民の「みる」「つくる」「つながる」の3つの拠点となるよう推進し、その機能の維持及び充実を図ります。

- ・ 宮崎国際音楽祭をはじめ、国内外の質の高い公演の実施を基本としながら、さまざまなジャンルの舞台芸術公演に幅を広げ、多様な世代やライフスタイルに応じた事業を展開します。
- ・ 子どもたちに舞台芸術に触れる機会を提供することで、宮崎の未来を担う心豊かな人材を育成します。
- ・ 宮崎で活動する芸術家の発表機会を提供するとともに、公演制作に関するノウハウの提供など、今後の活動を支援します。
- ・ 舞台芸術を通して文化活動に携わる県民が出会う場を創ることで、新たな文化

コミュニティを形成します。

- ・文化創造の拠点として、宮崎の地域資源や人材を活用した舞台公演を創造し、「宮崎の今」を広く発信します。
- ・多様なジャンルの舞台公演や県民の創作活動の発表・練習、大会や会議等に幅広く利用され、さまざまな文化関連産業を支える貸館施設として、専門的な舞台技術サービス等の提供等による一層利用しやすい施設運営を目指します。
- ・劇場に訪れることが難しい方々や子どもたちに舞台芸術に触れる機会を提供することを目的に、県内の学校等と連携し、県内各地でワークショップやアウトリーチ事業を行います。
- ・県内の文化ホールの中核的な役割を担う施設として、県内各地域での出張公演の実施をはじめ、劇場が持つ人的ネットワークや文化芸術を支える人材の交流等を通して県内公立文化施設と連携することで、地域の文化力向上に寄与します。

◆県立図書館

県立図書館は県民の一生の学びを支え宮崎の歴史・文化を伝える図書館を目指し、県内図書館のフロントランナーとして、関係機関と連携して積極的に事業を展開します。その中で、本県の文化振興においては、次のような活動の実施及び充実を図ります。

- ・多様な資料の収集に努め、県立図書館の図書資料を地域の図書館等を経由して迅速な貸出を行うとともに、図書館未設置の町村に対して、未設置地域専用の図書を貸し出すなど、県民がどこに住んでいても多くの本に親しむことができるよう読書環境を整備します。
- ・専門的資料や地域資料を生かし、時事・時流に応じた展示や行事等を行い、県民に読書の大切さを啓発するとともに、県内の読書団体の活動を支援します。
- ・郷土に関わる貴重な文化遺産の保存・継承のため、史資料の収集・保存・活用のほか、展示や講座等により地域の文化を継承するための県民のシビック・プライド*を醸成します。
- ・県内大学及び民間の人材を活用した郷土の文化に関する講座の開催や、所蔵する史資料を生かした展示、デジタル化した地域資料のホームページ上での公開等、県民が地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

◆県立美術館

県立美術館は、現在、本県出身の前衛画家・瑛九を核として、国内外およそ4千

* シビック・プライド：郷土に対する誇りと愛着。

点の作品を収蔵しており、特にシュルレアリスム*の作品や現代イタリアの彫刻が充実しています。これらを紹介するコレクション展は、鑑賞の機会を広く県民に提供するため観覧無料としています。また、県民の学習や創作活動の発表の場として、美術図書室やアートシアター、アトリエ、県民ギャラリー等も備えています。「美術文化の拠点として県民に親しまれる開かれた美術館」を目指し、その実現のために、次のような活動の実施及び充実を図ります。

- ・ 本県出身及びゆかりの作家を中心とした作品・資料等を体系的に収集してコレクションを形成し、良好な状態で保存し次代に引き継ぐとともに、美術館のさまざまな活動の充実を図るため、調査研究に取り組みます。
- ・ 調査研究の成果を生かしながら、県民の美術に対する興味・関心を高め、理解を深めるとともに、感性を豊かにして新たな知見・創造・感動をもたらすような展覧会や普及事業等を行います。
- ・ 美術館の事業や県内外の美術の動向等について積極的に広報・発信するとともに、地域住民やさまざまな機関等との連携・協働を促進することで、県民が美術を通じて交流し、主体的に美術活動に参加・参画できる文化的土壌を整えます。
- ・ 美術を通じた誇りと活力に満ちあふれる地域社会の実現のため、既成概念にとられない自由な発想で、美術との新たな出会いや発見、美術を通じた観光需要を喚起する取組等に挑戦し、その効果を県下全域に広げていきます。
- ・ 効率的で安定した管理・運営のもと、子どもたちや高齢者、障がい者など、全ての利用者にとって快適な環境を整え、ミュージアムショップ等の付帯施設を含めて心地よい空間と良質なサービスを提供します。

◆ 県総合博物館

県総合博物館は、自然・歴史・民俗の総合博物館として、広く本県の教育、文化の向上に寄与するため、調査研究、資料収集・保存、展示及び教育普及活動を展開します。また、学校、各種団体等との連携を深めるとともに、展示解説員の配置や常設展示を無料化するなど利用促進に取り組んでいます。今後とも、県内博物館の中核施設としての機能や教育機関としての機能を発揮し、宮崎県の自然や歴史に対する生涯学習や学校教育の多様なニーズにこたえ、もって、地域の活力向上に取り組む博物館であるために、事業の総合的・計画的な推進を図ります。

- ・ 宮崎県の自然、歴史、民俗について、フィールドワークを重視し、総合的・広域的な視野に立って、他の博物館、教育機関、研究機関等と連携して情報交換を行いながら調査研究を進め、その成果を研究紀要や調査報告書にまとめ展示等の情報発信や普及活動に生かします。

* シュルレアリスム：20世紀に発生した芸術運動の一つ。日本語で「超現実主義」と訳される。

- ・宮崎県の自然、歴史、民俗に関して、一次資料（実物資料）に限らず二次資料（複製物等）を含め、地域の人々の参加と協力の下で、体系的・継続的に収集します。収集した資料及び未整理資料については、必要に応じて科学的な保存処理を行い、分類整理して保存するとともに、データベース化して収蔵資料に関する情報を広く提供します。
- ・常設展示室では「宮崎の自然・歴史・民俗」をわかりやすく伝えるとともに、幅広い層の県民に対して、興味と学習意欲を喚起するため定期的に展示資料の見直しをしながら、実物資料、レプリカ、模型などを使って展示を行います。
- ・特別展示室では、資料収集や調査研究の成果をまとめた独自の企画展を開催するほか、関係機関と共催で行う企画展や国内外の巡回展も積極的に開催します。
- ・学校教育や生涯学習の推進に寄与するため、博物館講座や講演会などの実施や、博物館を訪れる機会の少ない地域へ出向くアウトリーチ活動を展開し、宮崎県の自然や歴史について楽しく学べる機会の提供に努めます。また、相談機能を充実強化しながら、本県の貴重な文化財や自然に係る情報提供を行い、その保護に関する意識の醸成を図ります。

◆県立西都原考古博物館

特別史跡西都原古墳群内にある県立西都原考古博物館は、同古墳群全体をワールドミュージアムとして位置付け、各古墳や史跡内の調査研究を進めるとともに、県内外の考古学の成果についての情報を、展示や講座を通して積極的に発信しています。

館の運営にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮するとともに、NPOやボランティア等と連携した開かれた利用者サービスを展開します。

- ・それぞれのテーマを有する特別展、企画展等の展示活動を通して、切り口の鮮明な考古学情報を提供します。また、東アジアとの学術文化交流事業により得られた成果を、国際交流展や講演会などの機会を通して広く紹介します。
- ・考古博講座等により、宮崎の歴史についての最新の情報を分かりやすく提供します。また、古代生活体験館での講座により、古代の人々の暮らしについての理解を具体的に深められるよう体験活動の機会を提供します。
- ・古墳群内の地中レーダー探査や発掘調査など、西都原古墳群の実態をより明らかにするための取組を継続的に進めます。
- ・ICTを活用した博物館情報の多言語化により、国内外に向け情報を発信します。

◆県埋蔵文化財センター

県埋蔵文化財センターは、道路建設等のさまざまな開発により影響を受ける遺跡の発掘調査をはじめ、調査によって得られた資料の整理・保管、遺跡情報の公

開や普及事業などを行い、埋蔵文化財の保存・活用を推進します。

- ・国・県関係の開発事業に伴う発掘調査を実施します。
- ・特に重要な遺跡については、保存のための悉皆調査や確認調査、地中レーダー探査等を行い、貴重な県民共有の財産として保護を図ります。
- ・ホームページ等を活用して、埋蔵文化財情報の公開を行うとともに、現地説明会や出前講座、出張展示などのアウトリーチ活動により、県民が発掘調査の成果や実際の遺物に直接触れることができる機会を提供します。

施策4 事業者による文化活動等の促進

県内の文化活動が充実し、さらに発展するためには、県内事業者による文化活動への理解や積極的な参加又は支援が必要です。

このことから、事業者に向けた文化支援活動に関する情報の発信や事業者がその従業員に対する創作活動や鑑賞機会に支援できるよう、事業者への支援に努めます。

【主な取組】

⑨企業等の行う文化支援活動に関する情報の発信

- ・企業等による文化支援活動を促進するため、文化団体等との交流・マッチングを支援するほか、企業版ふるさと納税を活用した取組や、企業による冠コンサートの開催など、企業等の文化支援活動の状況について情報の発信を行います。

⑩従業員等の文化活動への支援の促進

- ・従業員等が文化活動を行うための休暇取得の奨励など、事業者が行う従業員等の文化活動への支援について、認定制度を設けるなど、その促進に取り組みます。

第2節 文化を支え、育む 人づくり

施策5 郷土に対する誇りと愛着の醸成

郷土の文化が、誇りと愛着をもって、次世代に継承されていくためには、地域の文化資源としてその価値が十分に周知され、それらを地域の宝として後世に残そうという意識が地域で共有されることが重要です。

このため、地域の伝統文化そのものにとどまらず、地域の良さや課題も含めて理解を深められるように、講座やふるさと学習の充実に取り組むとともに、郷土文化や先覚者について積極的な情報発信に取り組めます。

【主な取組】

⑪地域の伝統文化の継承

- ・ 民俗芸能や祭り、伝統行事などの地域の伝統文化に誇りを持ち、次世代へ引き継いでいけるよう、後継者の育成に努めます。
- ・ ユネスコ無形文化遺産に登録された「五ヶ瀬の荒踊」（風流踊）について、自治体の保存継承の取組や情報発信を支援します。
- ・ 世界農業遺産認定地域5町村*と関係機関・団体に構成される「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」と地域の活動主体とが連携して取り組む地域の伝統文化の保全継承活動を支援します。
- ・ 本県の継承すべき文化を紹介する講座を開催し、その発表内容を論文として広く公開します。

⑫伝統文化の学習機会の充実

- ・ 郷土に対する誇りや愛着を育むために、地域の良さや課題についての理解を深める「ふるさと学習」や、地域や学校の特色に応じた豊かな体験活動を推進します。
- ・ 「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を中心に認定地域内の学校と連携しながら、世界農業遺産に関する伝統文化等の学習を推進します。

⑬郷土先覚者の顕彰

- ・ 宮崎県総合文化公園等に設置されている郷土先覚者の銅像の周知や子どもにも

* 世界農業遺産認定地域5町村：高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村

親しみやすいよう制作した漫画本の活用などを通じて、先覚者の功績を広く県民に紹介します。

- 本県出身の国民的歌人である若山牧水を顕彰するために設けられた「若山牧水賞」等の活用を通じて、若山牧水の功績を広く県民に紹介するとともに、短歌をはじめとする県内文化のさらなる振興に取り組みます。

施策6 子どもの感性等の育成

子どもたちの豊かな感性や創造力を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むためには、本県の多様な文化をはじめとした、さまざまな文化に触れ、体験することが重要です。

このため、子どもたちの文化に触れる機会を充実させるとともに、創作・発表機会の充実を図ります。

また、このような取組を充実させ、さらに発展するためには、支える側となる人材を育成することが必要です。

このため、子どもの文化活動の支え手でもある教員の育成に取り組めます。

【主な取組】

⑭子どもが文化に触れる機会の充実

- ・乳幼児とその保護者が気兼ねなく生の音楽に触れられるコンサート等を企画します。
- ・美術への関心と理解を深めるため、子どもたちが学校において県立美術館所有の作品及び映像番組を鑑賞する機会を提供します。
- ・学校において、子どもたちや保護者及び近隣住民の方々を対象に、優れた音楽や古典芸能を鑑賞する機会を提供します。
- ・芸術家を学校に派遣し、子どもたちが質の高い公演を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家とのワークショップ等の交流の機会を提供します。

⑮子どもの創作・発表機会の充実

- ・高校生の文化活動を総合的に発表する県高等学校総合文化祭を通して、広く県民に高校生の高い文化力を披露します。

⑯文化芸術教育に携わる教員の研修機会の充実

- ・文化芸術教育に携わる教員を対象とした、専門性の高い外部講師を招へいした実技講習会や、県立文化施設における鑑賞教育に係る研修会を通して教員の指導力向上を図ります。

施策7 障がいのある人の文化活動の充実

文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産であり、障がいのある人と障がいのない人の双方にとって、互いの違いを認め合う関係を築いていくためにとても大切なものです。

また、専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された芸術作品が高い評価を受ける中、障がいのある人による作品がその中心となっています。

このため、障がいのある人が文化に触れる機会の充実に取り組むとともに、障がいのある人の創作・発表機会の充実を図ることで、障がいのある人の自立や社会参画の促進と障がいのある人の文化活動について県民への普及を図ります。

【主な取組】

⑰障がい者が文化に触れる機会の充実

- ・特別支援学校や障害者支援施設等へ芸術家等を派遣するアウトリーチ活動を推進し、障がい者の鑑賞機会の充実に取り組みます。
- ・文化施設等における障がいのある人に配慮した多様な展示方法による展示、ワークショップ等の実施や支援者の活動の促進など、障がいのある人が文化により親しむことができる取組を進めます。
- ・県立文化施設等の手話通訳や音声ガイドなどのバリアフリー化の促進を通じ、県民誰もが文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

⑱障がい者の創作・発表機会の充実

- ・障がいのある人もない人も一体となった企画やイベントを実施し、共に学び合う場を提供することで、多様性の受け入れや相互理解の促進に取り組みます。
- ・「宮崎県障がい者芸術文化支援センター」において、障がいのある人の芸術活動に関する相談受付や助言、情報提供を行います。
- ・障がい者の文化活動の展開・拡大を目指した講習会等を開催するとともに、活動の成果を発表する機会の充実に取り組みます。

施策8 高齢者の文化活動の充実

高齢者は、豊富な知識と経験を有しており、文化の重要な担い手です。

また、高齢者が地域をはじめとしたコミュニティにおいて、文化活動に携わることは高齢者の生きがいくくりにもつながっています。

このため、高齢者の創作・発表の機会を充実させるとともに、高齢者のニーズの多様化に対応した情報提供を行うなど、その豊富な知識・経験の活用や世代間交流などによる文化の継承を図ります。

【主な取組】

⑱ 高齢者が文化に触れる機会の充実

- ・地域や高齢者福祉施設等へ芸術家等を派遣するアウトリーチ活動を推進し、高齢者の鑑賞機会の充実に取り組みます。

⑲ 高齢者の創作・発表機会の充実

- ・高齢者が、創造する喜びに触れ、生きがいとなるよう表現活動の場や創作・発表機会の充実に取り組みます。
- ・高齢者を対象とした短歌等の文化交流大会を開催するなど文化活動を通じた高齢者の生きがいくくりを支援します。

⑳ 知識・経験活用及び世代間交流の促進

- ・高齢者が持っている文化的知識・経験を次世代に承継するため、地域の文化活動における世代間交流や社会参加の促進を図ります。
- ・高齢者の多様な生涯学習ニーズに対応するため、高齢者が生涯学習情報等を得ることができる環境を整備するとともに、学習の場の提供や学習機会に関する情報提供等の充実に努めます。

施策9 文化の担い手の育成及び確保

県内の文化活動が充実し、さらに発展するためには、文化の担い手と支える側となる人材を育成することが必要です。

また、県内の文化財や地域の文化資源が保護され、次世代に確実に継承されるためには、それを担う子どもたちの育成や、地域における保存活動等を支援していくことが重要です。

このため、文化を担い・支える人材が能力を最大限に発揮できるよう、新進芸術家の育成や、文化を担う専門的人材の育成・支援に取り組むとともに、文化資源の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援にも取り組みます。

【主な取組】

⑫文化を担う人材の育成・支援

- ・今後の地域文化活動の核となる人材を育成するため、ボランティアや事業の企画・運営等への参加を促し、将来の文化活動に携わる人材の育成に努めます。
- ・優れた芸術家等を生み出す土壌づくりとして、県内在住の若手芸術家を起用した公演・展示等の企画や、本県出身者による舞台公演等を支援します。
- ・県の芸術を担う人材を発掘し、育成するため、芸術家の派遣研修や個展開催などの芸術活動やレベルアップに対する支援を行います。

⑬文化活動を支える専門的人材の育成・支援

- ・地域の文化活動が自律的に行われ、文化を核として地域を活性化できる総合マネジメント能力を備えた人材を育成するため、文化施設や行政職員、文化団体等を対象とした講座・研修を実施します。
- ・県立文化施設が地域文化の拠点としての機能の充実を図るため、それぞれの施設の特性を踏まえながら、専門職員の育成・確保に努めます。

⑭文化財の保存・活用を担う人材や団体の育成・支援

- ・地域において伝承活動を行っている民俗芸能保存団体及び文化財愛護少年団等に対し助成を行い、地域の伝統文化を継承する意識の醸成に努めます。
- ・子どもたちに文化を伝える機会を提供し、地域に残る文化の保存に努めます。
- ・ボランティアなど史跡等の保存・活用に取り組む人材や団体の育成を推進します。
- ・所有者等が行う文化財の維持管理や保存整備に対して助成を行い、文化財の保存・活用を担う人材や団体の育成を支援します。
- ・中山間地域の地域行事や伝統芸能等の集落活動の維持活性化のために外部人材

等を活用したい集落と集落を応援したいボランティアとのマッチングを支援します。

- ・ 県内神楽組織の事業において、保存団体の若手会員による情報交換会や公演等を行い、次世代保存会員の増加と育成を図ります。

⑫文化団体等に対する活動の支援

- ・ 公益財団法人宮崎県芸術文化協会が開催する県民芸術祭に対する支援を行います。
- ・ 新たな文化活動に取り組む団体等に対し、「アーツカウンシルみやざき*」とともに活動に関する相談、助言などの支援を行います。
- ・ 県内で創作活動を行っている芸術家や文化団体の活動を紹介し、広く周知することで、活動の場が広がるよう支援します。
- ・ 文化団体等に対し、国や公益法人等の助成制度や企業による芸術文化支援（メセナ）活動に関する情報を提供するとともに、申請に関する相談に応じたり、アドバイスを行い、助成制度の積極的な活用を推進します。

* アーツカウンシルみやざき：本県における文化芸術の専門人材による支援機関。県民の文化芸術活動の支援や各種研修事業の実施、文化芸術をはじめとする多様な主体とのネットワーク構築等により、本県文化力の向上と魅力ある地域づくりにつなげることを目的とする。

施策10 顕彰

文化活動等の分野で顕著な功績を収め、本県文化に貢献のあった方を顕彰することは、その方自身の励みになるだけでなく、後進の励みと目標となり、本県文化の活性化につながります。

このため、本県文化の向上発展に寄与した方や団体に対し、その功績をたたえるための顕彰を積極的に行います。

【主な取組】

⑯ 顕彰制度の充実

- ・文化活動で顕著な成果を収めた方や団体、また文化の振興に寄与した方や団体の功績を称えるため、県文化賞、地域文化功労者表彰、県民荣誉賞、学生荣誉賞などにより顕彰を行います。

第3節 文化を活用した地域づくり

施策1-1 文化を生かした地域の活性化

本県の豊かな自然や温暖な気候風土、日向神話に代表される歴史や神楽をはじめとした長年受け継がれてきた固有の文化は、貴重な地域資源であり、県民にとって誇りや郷土への愛着の源となるものです。

また、地域の人々によって創られた祭りや、ご当地人気料理をはじめとする食文化などの生活に密着した文化など、新しい文化が着実に根付いてきています。

このような地域の文化資源や文化活動を積極的に発信し、地域住民に理解、支持してもらうことは、地域文化の振興に極めて重要です。また、国内外に向けて情報発信することで知名度が向上し、外部からの評価を受けることによって、その活動が一層活性化することが期待されます。

このように県内に数多く残る文化資源を地域づくりに活用するためにも、その実態を把握し、保護するとともに、文化財をはじめ本県の多様な文化資源が持つ多面的な価値や他分野との連携の可能性について共通認識の形成を図ります。

また、県民が本県文化資源の存在や価値を再認識し、活用することで地域の活性化につながられるよう、文化資源活用の取組を推進します。

【主な取組】

㉗文化財の調査や指定・登録の推進

- ・県内に所在する文化財の調査を深め、地域づくりや教育などに活用できる文化財の掘り起こしを進め、必要なものについては、市町村と連携し指定や登録を推進します。
- ・各種開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するとともに、重要な遺跡の保存・活用を推進します。

㉘文化資源を活用した地域づくりの推進

- ・地域資源情報をデータベース化し、後世に継承していくとともに、地域資源を全県的な宝として共有し、活用するための推進体制を構築します。
- ・世界農業遺産の認定を生かした持続的な地域活性化への取組などを関係機関・団体が連携しながら計画的に実施します。

⑳食文化の継承

- ・本県の豊富な農林水産資源を活用した郷土料理の継承に取り組みます。
- ・子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、教育現場と家庭・地域が連携して、食育を通じた食文化の継承に取り組みます。

㉑ユネスコ無形文化遺産・世界文化遺産登録に向けた活動の推進

- ・「神楽」のユネスコ無形文化遺産の登録を目指した調査・研究と映像等の記録保存を行うとともに、全国の神楽保存団体や関係機関と連携して神楽の魅力をアピールし、登録に向けて活動していきます。
- ・「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録を目指し、調査・研究を充実させるとともに、関係機関と連携して国内外への情報発信を行い、登録に向けた気運の醸成を図ります。

施策12 文化を生かした産業の活性化

文化がもつ創造性やその土地に長年受け継がれることによって生まれた固有の価値など、その潜在力への期待が高まっています。

そのため、文化のもつ創造性や固有の価値を活用するため、県内の歴史や風土、先覚者、文化財など、本県の多様な文化資源や文化活動と、産業や観光などの様々な分野との有機的な連携を図ることで、観光交流の活性化や産業の振興につなげます。

また、国内外に積極的に発信することで、地域のイメージアップを図るとともに活力ある地域づくりにつなげます。

【主な取組】

①文化資源の掘り起こし

- ・ 県民に地域に残る神話や伝承などをより深く知ってもらうため、県内大学等と連携した講座や講演会を開催します。
- ・ 小中高校生向けの出前講座「記紀みらい塾」の開催により、ふるさとへの関心を高める取組を推進します。
- ・ 地域文化の基礎となる地方史研究を進めるため、県内の大学や研究機関等と連携した講座・講演会、展示会を開催します。
- ・ 「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組や「西都原をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録に向けた調査・研究を推進します。

②文化資源の情報発信

- ・ 県外大学や神話にゆかりのある県との連携による、オピニオンリーダー*や神話に関心の高い層へ向けた情報発信を行います。
- ・ 動画サイトや SNS を活用したブランドイメージを高めるためのプロモーションに加え、本県ゆかりのキャラクター等の魅力や知名度を活用した情報発信を行います。
- ・ 世界農業遺産やユネスコエコパーク*などの世界ブランド等の魅力を地域内外に

* オピニオンリーダー：周囲の人や所属する集団の意見や意思決定、選好などに強い影響を及ぼしている人物。

* ユネスコエコパーク：生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) が実施する「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として実施し、「生物圏保存地域」として登録するもの。

発信し、人を呼び込み、関係人口の創出・拡大に取り組みます。

- ・ 県内の文化資源を幅広く紹介するため、インターネットや広報誌などのさまざまな媒体を活用し、県内の伝統行事や文化イベントに関する情報収集や効果的な発信に取り組みます。
- ・ 県民が自ら「地元を学ぶ」ことで本県の文化資源に対する理解を深められるよう、本県の文化資源をテーマとした講座や資料の展示、アウトリーチ活動等の充実を図ります。
- ・ 博物館等の所蔵資料や県内の自然、歴史、文化に関わる素材をデジタル化し、一元的なデータ整理・管理を行うとともに、指定文化財等の情報や文化財マップ、見学ルート等をインターネットを通じて情報提供します。
- ・ 外国人観光客が県内の歴史や伝統文化を理解し、親しめるよう、史跡や文化施設における外国語表記や、外国語による情報提供の充実を図ります。

③文化資源を活用した観光及び産業の振興

- ・ 「神話」等の本県の文化資源を生かした観光情報の発信や魅力向上、誘客促進に取り組みます。
- ・ 農村地域ならではの伝統的な生活文化体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、その土地の魅力を味わってもらい農泊を推進します。
- ・ 本県ゆかりのキャラクター等の魅力や知名度を活用し、物産振興等につなげる取組を促進します。
- ・ 伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定により従事者の意欲の向上を図るとともに、工芸品展の開催支援や博物館での特別展示、県広報番組での広報等を通じ、伝統的工芸品の認知度向上や需要喚起に取り組みます。

施策13 文化による交流の推進

県内のさまざまな年代の人や障がいのある人などあらゆる人たちが文化を通して交流し、相互理解を深めたり、さまざまな地域の文化団体や芸術家と相互交流を促進することは、それぞれが新たな価値を創造する機会につながります。

また、文化の有する創造性や多様な価値を生かし、異なる分野の主体や施策と連携することで、地域の魅力増進が期待されます。

このため、県民がさまざまな人々と文化を通して交流することを促進するとともに、行政や文化施設、文化団体、民間企業等の関係機関によるネットワークを構築し、各主体が連携して文化振興に取り組みます。

【主な取組】

③④地域間交流の促進

- ・国民文化祭やねんりんピック*、九州地区民俗芸能大会など、全国及び九州地区の文化イベントへの参加を促進し、文化交流を推進します。
- ・全九州高等学校総合文化祭を通じて、九州各県の高校生の文化力を高めあうとともに、交流を深めることで継続的な相互支援を図ります。
- ・国内の世界農業遺産認定地域と連携して、認定地域の伝統文化を学び発表する交流イベントを開催するなど、相互交流を進めます。

③⑤国際的な文化交流の推進

- ・各国の文化等を紹介する国際理解講座等の開催や東アジア地域との若い世代の交流等を推進し、文化や芸術等の多様な分野での国際交流を促進します。
- ・県立西都原考古博物館においては、南九州との関わりが深い東アジアの博物館との学術文化交流を進めるため、展示会やイベント等の共同開催や韓国・台湾での共同調査・研究、職員の相互訪問等を行います。

③⑥多様な文化交流の促進

- ・文化の分野を超えた様々な分野と連携した公演の実施や、地域や世代を超えた文化交流を促進することで、県民が新たな文化を創造し、地域の魅力を再発見する契機とします。

* ねんりんピック：全国健康福祉祭の愛称。60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典。

- ・国文祭・芸文祭開催に携わった人材やネットワークをさらに発展させることで文化による地域活性化を目指します。

第5章 施策の推進について

第1節 各主体の役割

1 県の責務

県は、文化の振興等の基本理念にのっとり、県民一人ひとりが文化に親しめるよう、本県の文化の振興等に関する現状と課題を的確に把握し、文化の振興等についての将来の姿を明らかにしながら目指すべき方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を県民、文化団体、芸術家、文化ボランティア、NPO 法人、教育機関、事業者、市町村などと連携しながら、総合的かつ計画的に実施していきます。

この施策の実施においては、国及び他の都道府県とも連携・協働して、効果的に推進するとともに、文化資源の他分野での活用や、文化と産業や観光などの他分野との連携を積極的に図ります。

このため、文化団体をはじめとする関係団体との意見交換の場を設けるなど、さらなる連携の強化を図ります。

また、県立芸術劇場をはじめとする文化施設は、優れた芸術の鑑賞機会を提供する場であるとともに、県民の創作活動を支えるための必要不可欠な文化インフラであり、文化の創造・発展拠点としての機能が期待されています。

このような文化施設の役割の重要性を認識し、さらなる充実を図ります。

さらに、ネーミングライツ*、国や公益法人、民間等の助成金なども活用しながら財源の確保に努め、事業を推進していきます。

* ネーミングライツ：施設などに、企業名、商品のブランド名などを付けることのできる権利で、「命名権」とも呼ばれる。施設の管理や運営に必要な資金を調達する手法として活用されている。

2 各主体に期待される役割

本県の文化を振興していくためには、県民、文化団体等、教育機関、事業者、市町村などの各主体が、文化の振興等に関する本県の基本理念を認識した上で、それぞれの立場に応じて主体的に行動し、県も含めて相互に連携及び協力しながら取り組んで行くことが大切です。

各主体に期待することは、次のとおりです。

(1) 県民

県民には、文化についての関心及び理解を深め、文化に親しんだり、積極的に文化活動に取り組むなど、文化を楽しむことを通じて、それぞれが持つ力を発揮しながら本県の文化を振興していく役割が期待されます。

(2) 文化団体等

文化団体等には、文化の振興等に関する本県の基本理念を理解し、自主的かつ主体的な文化活動を通じて文化を振興するとともに、他の文化団体等をはじめ、教育、福祉、観光等の団体とも連携しながら、地域の文化振興に貢献していく役割が期待されます。

特に、教育機関や社会福祉施設等と連携しながら、子どもが優れた舞台芸術活動や地域の伝統文化などに触れる文化体験の場を提供することや、障がいのある人の文化活動への支援等が期待されます。

(3) 教育機関

幼稚園や小・中・高等学校等においては、文化の振興等に関する本県の基本理念の通り、学校教育や課外活動を活用し、幼児・児童・生徒に郷土の歴史及び伝統文化の大切さを教える場として、また、豊かな感性や創造性を育むことができるように、さまざまな文化に触れる機会の提供が期待されます。

また、地域住民にとっても文化を生かした地域づくりの拠点としての機能が期待されます。

大学等の高等教育機関にあつては、教育・研究機関としてその知識や専門性を生かしながら他の機関と連携し、文化の振興等に積極的に貢献する役割が期待されます。

(4) 事業者

事業者には、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自らの事業活動や人材等の経営資源を生かした文化活動への積極的な参加や支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(5) 市町村

市町村には、住民に最も身近な行政組織として、住民の文化活動や地域に残る伝統文化の保護・継承に対する支援のほか、文化資源を活用した地域づくりに取り組むなど、地域に密着した文化の振興等に関する施策を推進することが期待されます。

第2節 この計画で目指す将来の姿

1 基本的な考え方

文化の振興等にかかる施策の着実な推進を図るため、基本目標に対して成果指標を設定し、具体的な取組・事業については別途参考指標を設定します。毎年度検証を行いながら進捗状況の把握と効果的、効率的な取組等につなげます。

2 成果目標（4年後の姿）

みやざき文化振興計画の実施に伴い、令和8年度（2026年度）までの成果目標と成果指標を以下のとおり定めます。

基本目標①	県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることができるみやざき
成果目標	初心者や子どもも含め、県民だれもが文化に親しむ機会の充実
成果指標	日頃から文化に親しむ県民の割合を <u>75%</u> に上昇（令和4年度 70.6%）

基本目標②	県民が文化活動の主体となり、その能力を十分に発揮するみやざき
成果目標	文化活動に主体的に取り組む県民への支援
成果指標	日頃から文化に親しむ県民のうち、自らの活動により親しんでいる人の割合を <u>30%</u> に上昇（令和4年度 14.4%）

基本目標③	県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持つみやざき
成果目標	県民が郷土の文化を学ぶ機会の充実
成果指標	神話・伝承、ゆかりの地、神楽等が「みやざきの宝」であるという認識が県民に広がったと思う人の割合を <u>65%</u> に上昇（令和2年度 61.01%）

基本目標④	県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき
成果目標	文化と他分野との連携の推進
成果指標	文化に期待するものとして「産業経済」をあげる人の割合を <u>32%</u> に上昇（令和2年度 27.73%） 文化に期待するものとして「福祉」をあげる人の割合 <u>50%</u> に上昇（令和2年度 40.76%）

(附 属 資 料)

- 1 みやざき文化振興計画の作成経過
- 2 令和4年度 みやざきの文化を考える懇談会委員名簿
- 3 令和2年度 文化振興のための県民意識調査結果概要
- 4 宮崎県文化振興条例（令和4年3月14日条例第2号）

みやざき文化振興計画の作成経過

時期	主な経過	内容
令和3年 1月～3月	令和2年度 文化振興のための 県民意識調査	・ 県民の文化活動状況、県立文化施設での鑑賞状況、文化施策として望むこと等
令和3年 3月	市町村、(公財)宮崎県芸術文化協会加盟団体アンケート調査	・ 文化芸術活動の現状及び課題 ・ 県施策への意見・要望
令和4年 7月～8月	みやざきの文化を考える地区懇談会	・ 市町村文化振興施策の現状及び課題
令和4年10月19日	みやざきの文化を考える懇談会(第1回)	・ みやざき文化振興計画の概要について
令和5年2月8日	みやざきの文化を考える懇談会(第2回)	・ みやざき文化振興計画の素案について
令和5年3月3日	2月定例県議会 総務政策常任委員会	・ みやざき文化振興計画の素案の報告
令和5年3月13日 ～4月12日	パブリックコメント	・ みやざき文化振興計画の素案に係る意見について
令和5年6月21日	6月定例県議会 総務政策常任委員会	・ みやざき文化振興計画案の報告

令和4年度 みやざきの文化を考える懇談会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等
あお い み ほ 青 井 美 保	高鍋町美術館学芸員
いわ きり あ す か 岩 切 明 日 香	宮崎県障がい者芸術文化支援センター芸術活動支援員
うめ した ま さ よ し 梅 下 政 良	宮崎県高等学校文化連盟理事長
おお さ わ と ら お 大 澤 寅 雄	(株)ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室主任研究員
おお だ て ま さ は る 大 館 真 晴	宮崎県立看護大学教授 【座長】
く ぼ た じゅん じ 久保田 順 司	宮崎日日新聞社生活文化部長
くわ の ひとし 桑 野 斉	宮崎大学教授
たか みね ゆ み 高 峰 由 美	(株)ブルーバニーカンパニー代表取締役
とく なが し ほ 徳 永 紫 保	ダンス事業プランナー
なが やま とも ゆき 永 山 智 行	劇団こふく劇場代表
みや た わか な 宮 田 若 菜	宮崎花ふぶき一座代表
やま もり たつ や 山 森 達 也	アーツカウンシルみやざきプログラムディレクター

令和2年度 文化振興のための県民意識調査結果概要

- (1) 調査期間 令和3年1月30日から令和3年3月8日まで
 (2) 対象 18歳以上の県民3,000人(無作為抽出)
 (3) 回答者数 1,286人(回答率42.8%)

あなた自身のことについてお尋ねします。

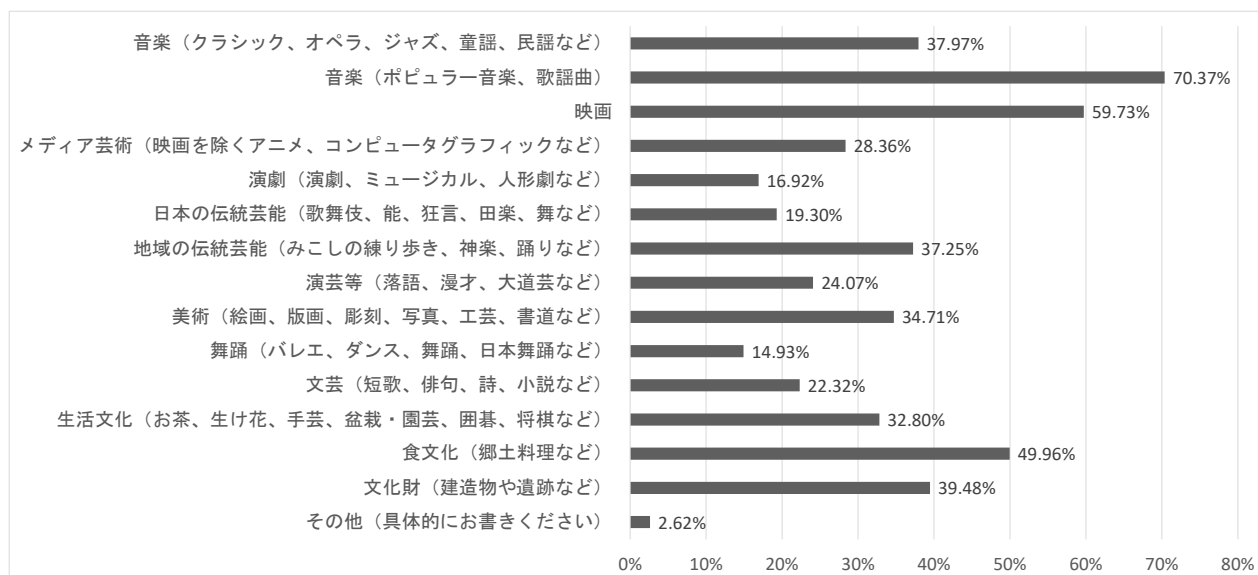
問1 あなたのことについてお答えください。

・属性の内訳(上段は人数、下段は全体1,286人に対する構成比)

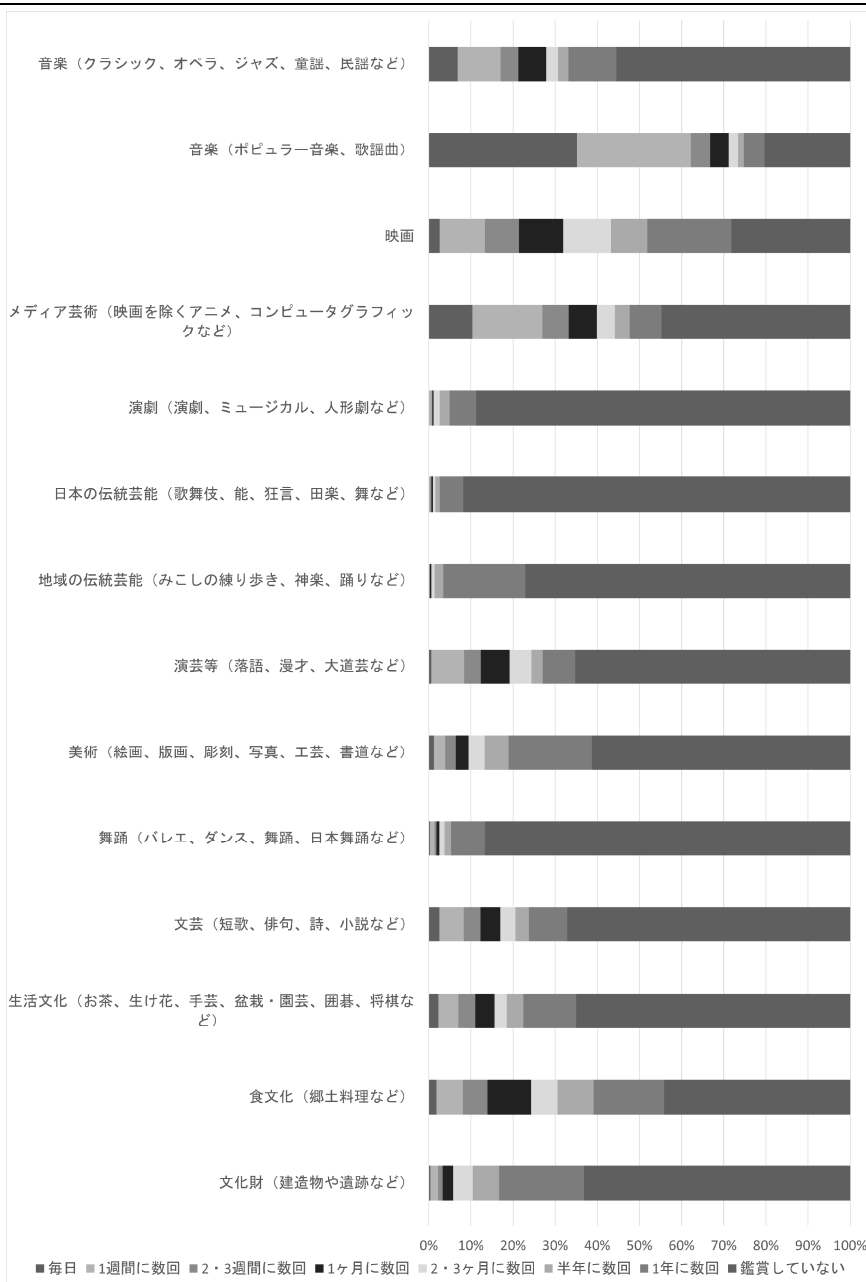
	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	合計
男性	69 5.37%	76 5.91%	93 7.23%	104 8.09%	139 10.81%	64 4.98%		545 42.38%
女性	100 7.78%	125 9.72%	135 10.50%	160 12.44%	137 10.65%	59 4.59%	2 0.16%	718 55.83%
その他		1 0.08%	1 0.08%					2 0.16%
答えたくない		2 0.16%	1 0.08%	1 0.08%				4 0.31%
無回答					1 0.08%	1 0.08%	15 1.17%	17 1.32%
合計	169 13.1%	204 15.9%	230 17.9%	265 20.6%	277 21.5%	124 9.6%	17 1.3%	1,286 100.0%

文化に触れる機会に関してお尋ねします。

問2 あなたが身近に感じる文化にはどんなものがありますか。

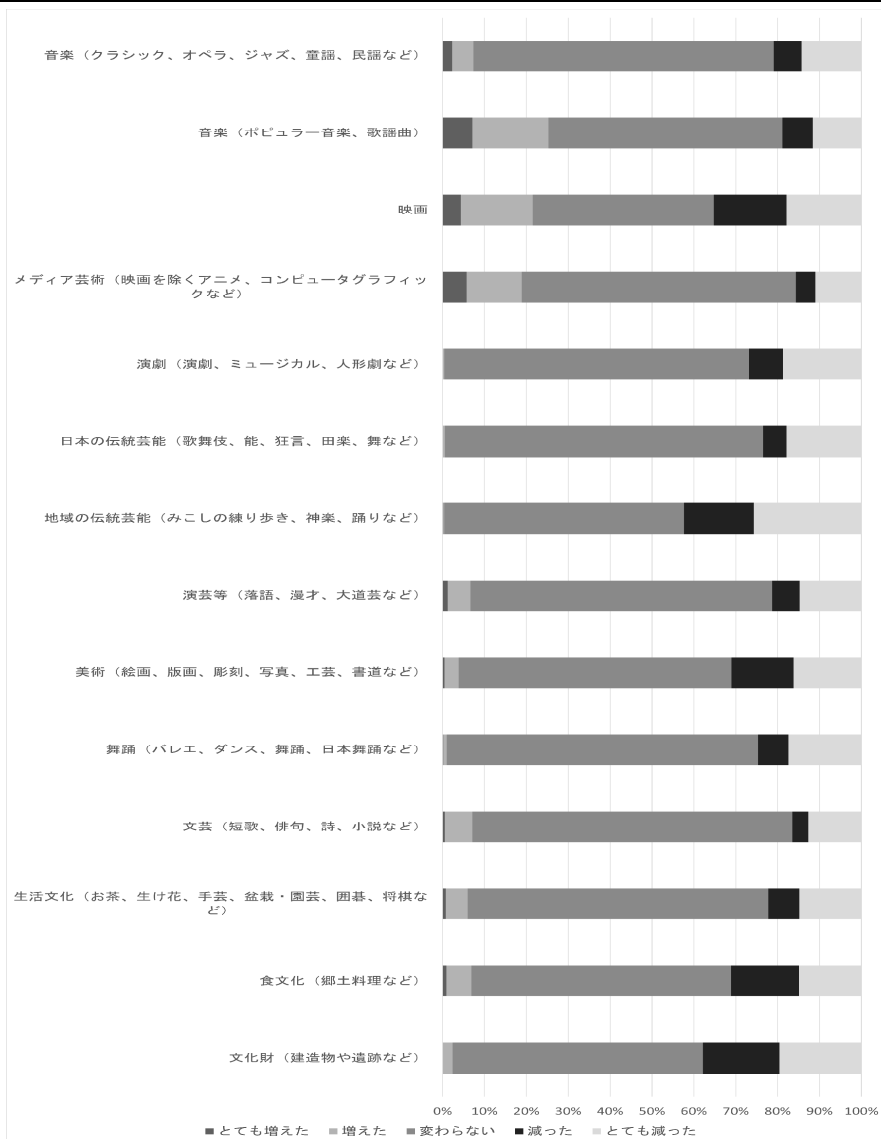


問3 令和2年1月から12月の間に、次の文化に触れる機会はどのくらいありましたか。



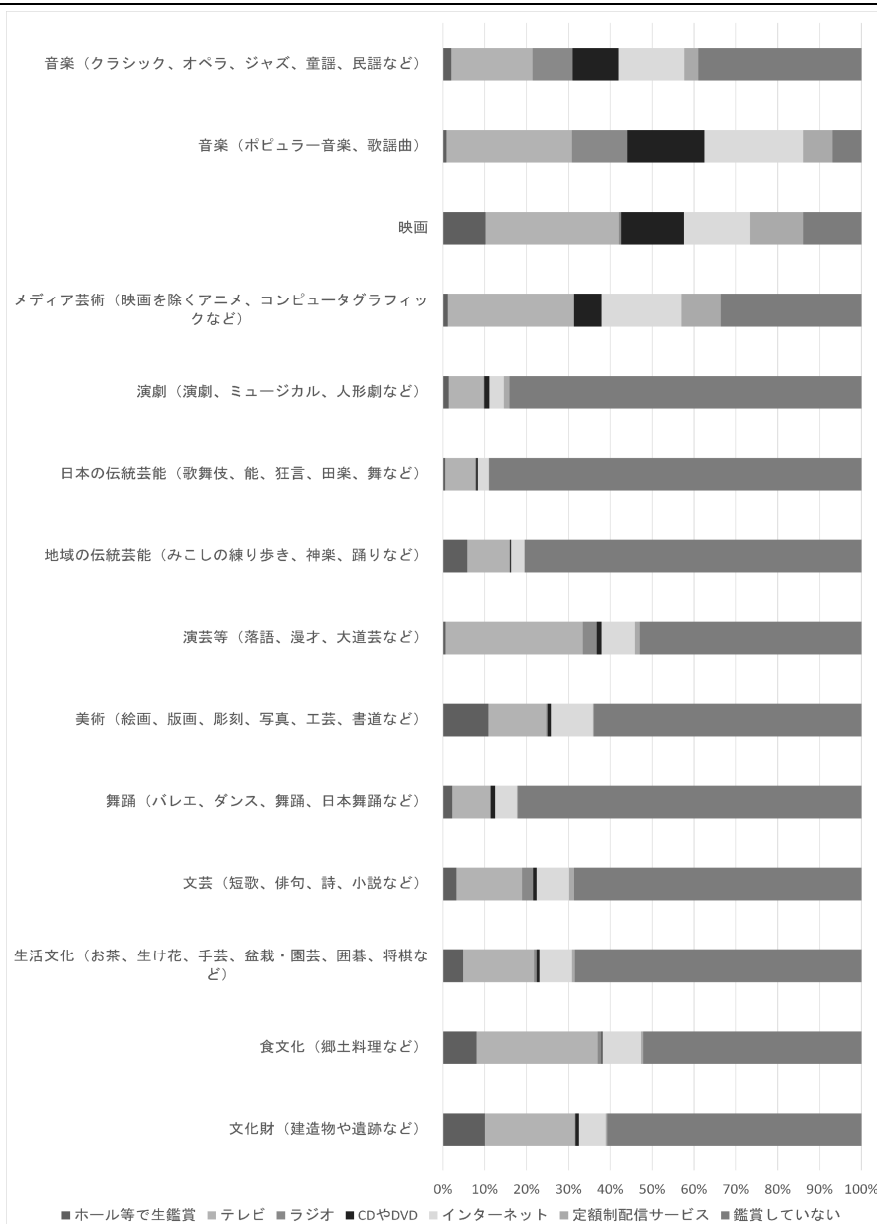
実数値	毎日	1週間に数回	2・3週間に数回	1ヶ月に数回	2・3ヶ月に数回	半年に数回	1年に数回	鑑賞していない	合計	無回答者数
音楽（クラシック、オペラ、ジャズ、童謡、民謡など）	74	110	46	71	31	26	123	600	1,081	205
音楽（ポピュラー音楽、歌謡曲）	408	313	54	50	26	16	57	238	1,160	126
映画	30	124	94	121	131	100	231	326	1,157	129
メディア芸術（映画を除くアニメ、コンピュータグラフィックなど）	109	174	66	70	45	37	79	471	1,051	235
演劇（演劇、ミュージカル、人形劇など）		7	2	3	15	24	65	915	1,031	255
日本の伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、田楽、舞など）		4	3	3	6	11	58	955	1,040	246
地域の伝統芸能（みこしの練り歩き、神楽、踊りなど）		3		4	8	22	208	825	1,070	216
演芸等（落語、漫才、大道芸など）	7	82	42	73	54	29	82	692	1,061	225
美術（絵画、版画、彫刻、写真、工芸、書道など）	13	29	27	33	41	61	213	661	1,078	208
舞踊（バレエ、ダンス、舞踊、日本舞踊など）	3	11	5	7	13	16	83	900	1,038	248
文芸（短歌、俳句、詩、小説など）	26	61	42	49	38	33	95	704	1,048	238
生活文化（お茶、生け花、手芸、盆栽・園芸、囲碁、将棋など）	25	50	43	50	31	42	134	698	1,073	213
食文化（郷土料理など）	20	68	63	113	68	93	182	480	1,087	199
文化財（建造物や遺跡など）	4	20	11	27	50	67	216	678	1,073	213

問4 昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、様々なイベントが中止や延期になる一方で、在宅勤務が広がり、家の中で過ごす時間が増えるなど、人々の生活が大きく変化しました。そのような状況の中、令和2年1月から12月の間に、あなたが次の文化を鑑賞した機会は、その前の年と比べて変わりましたか。



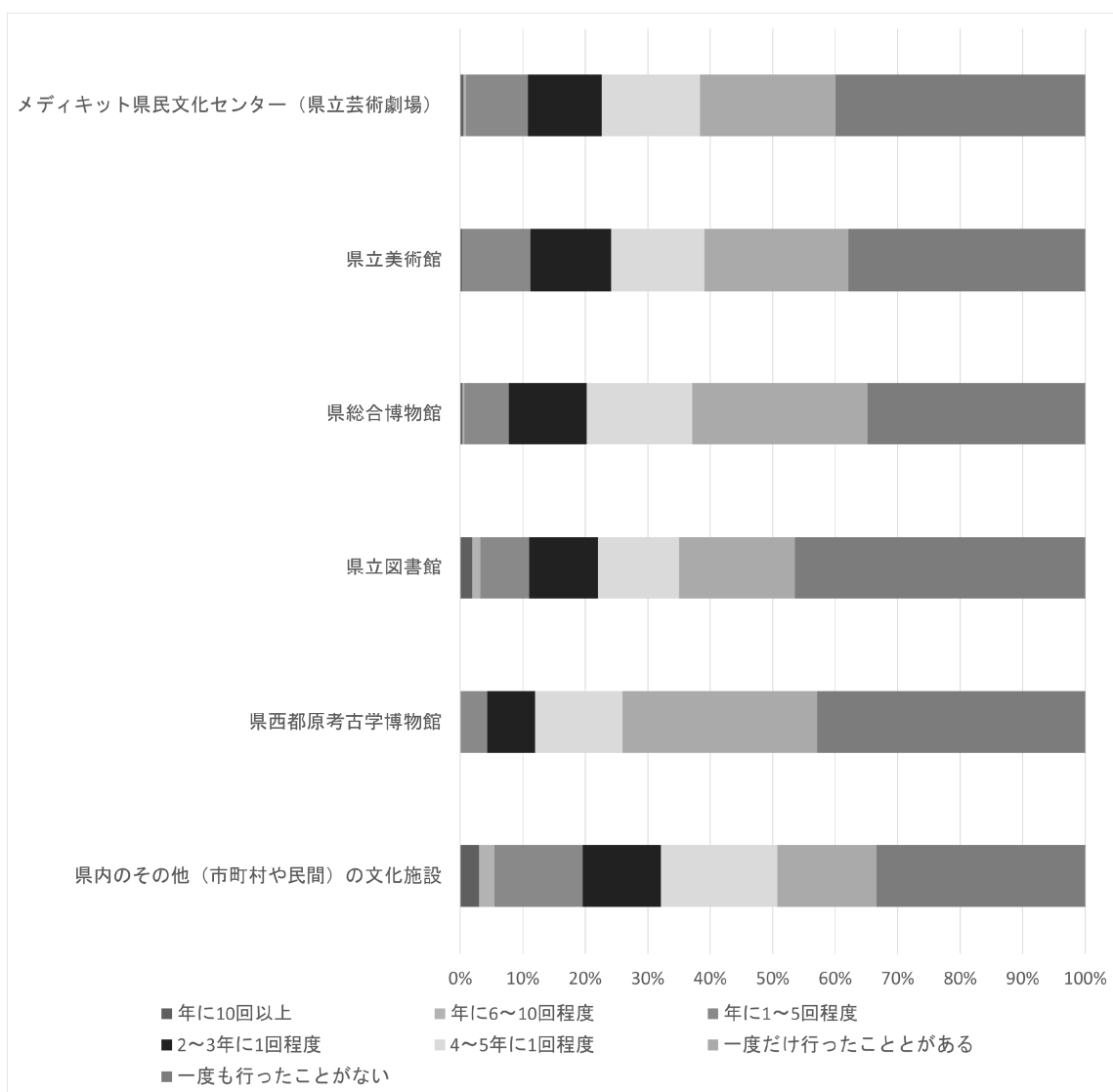
実数値	とても増えた	増えた	変わらない	減った	とても減った	合計	無回答者数
音楽（クラシック、オペラ、ジャズ、童謡、民謡など）	24	54	757	70	151	1,056	230
音楽（ポピュラー音楽、歌謡曲）	81	207	637	83	132	1,140	146
映画	50	193	489	197	202	1,131	155
メディア芸術（映画を除くアニメ、コンピュータグラフィックなど）	59	135	673	48	113	1,028	258
演劇（演劇、ミュージカル、人形劇など）	1	3	734	82	189	1,009	277
日本の伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、田楽、舞など）	1	5	764	56	180	1,006	280
地域の伝統芸能（みこしの練り歩き、神楽、踊りなど）	2	2	599	174	269	1,046	240
演芸等（落語、漫才、大道芸など）	12	56	737	67	151	1,023	263
美術（絵画、版画、彫刻、写真、工芸、書道など）	5	35	678	154	169	1,041	245
舞踊（バレエ、ダンス、舞踊、日本舞踊など）	2	8	747	73	175	1,005	281
文芸（短歌、俳句、詩、小説など）	6	66	777	39	129	1,017	269
生活文化（お茶、生け花、手芸、盆栽・園芸、囲碁、将棋など）	8	55	752	78	155	1,048	238
食文化（郷土料理など）	10	63	658	173	158	1,062	224
文化財（建造物や遺跡など）	1	24	621	190	203	1,039	247

問5 令和2年1月から12月の間に、次の文化をどのような方法で鑑賞しましたか。



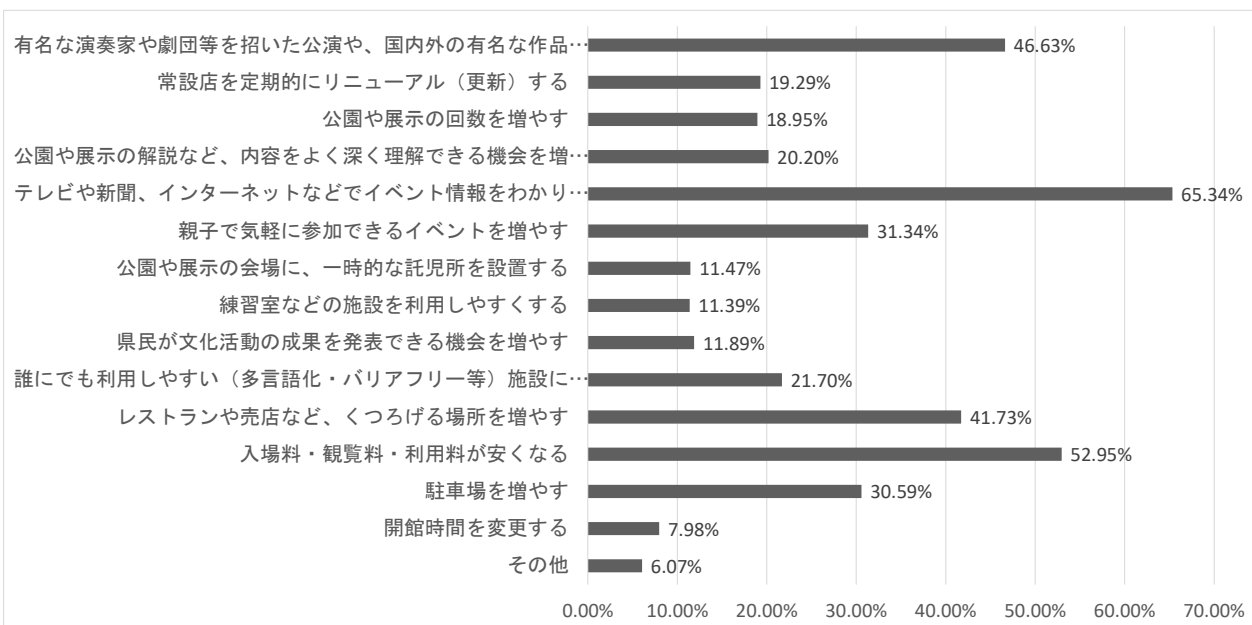
実数値	ホール 等で生 鑑賞	テレビ	ラジオ	CDや DVD	イン ター ネット	定額制配 信サービ ス	鑑賞し ていな い	回答者 数	無回答 者数
音楽（クラシック、オペラ、ジャズ、童謡、民謡など）	28	270	132	154	217	47	542	1,110	176
音楽（ポピュラー音楽、歌謡曲）	18	638	283	393	503	149	147	1,181	105
映画	169	526	8	248	261	210	229	1,174	112
メディア芸術（映画を除くアニメ、コンピュータグラフィックなど）	15	407	2	90	258	127	455	1,066	220
演劇（演劇、ミュージカル、人形劇など）	15	90	2	13	38	14	910	1,059	227
日本の伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、田楽、舞など）	6	76	3	4	28	1	949	1,059	227
地域の伝統芸能（みこしの練り歩き、神楽、踊りなど）	63	109	2	3	34	1	871	1,063	223
演芸等（落語、漫才、大道芸など）	7	393	40	14	95	14	634	1,089	197
美術（絵画、版画、彫刻、写真、工芸、書道など）	124	158	3	10	113	3	727	1,072	214
舞踊（バレエ、ダンス、舞踊、日本舞踊など）	24	99	1	12	56	3	889	1,049	237
文芸（短歌、俳句、詩、小説など）	36	169	28	10	82	13	739	1,025	261
生活文化（お茶、生け花、手芸、盆栽・園芸、囲碁、将棋など）	54	189	8	7	85	8	764	1,063	223
食文化（郷土料理など）	91	327	11	2	104	6	589	1,062	224
文化財（建造物や遺跡など）	115	245	2	9	74	4	695	1,073	213

問6 宮崎県内にある次の文化施設に行ったことがありますか。また、どのくらいの頻度でそれぞれの施設を利用していますか。

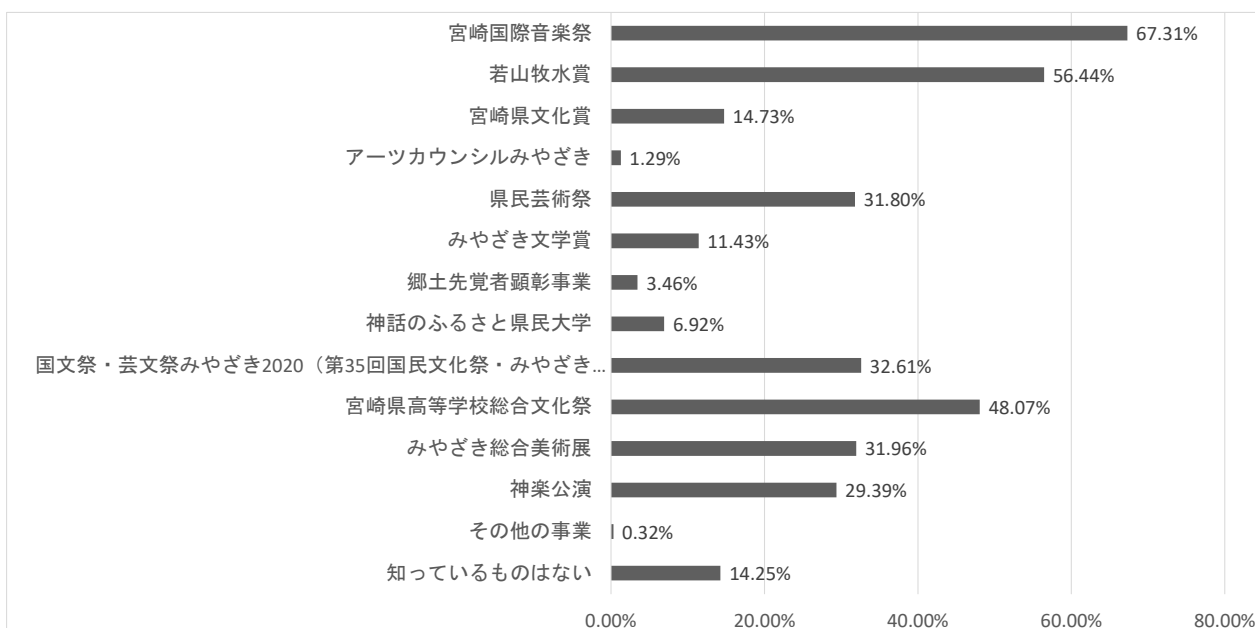


実数値	年に10回以上	年に6~10回程度	年に1~5回程度	2~3年に1回程度	4~5年に1回程度	一度だけ行ったことがある	一度も行っていない	合計	無回答者数
メディキット県民文化センター (県立芸術劇場)	6	5	120	143	190	262	483	274	1,012
県立美術館	4	1	131	157	181	280	460	293	993
県総合博物館	4	4	86	150	204	338	421	244	1,042
県立図書館	23	16	93	132	156	222	557	264	1,022
県西都原考古学博物館	1	1	50	93	169	377	520	145	1,141
県内のその他 (市町村や民間) の文化施設	34	28	161	142	212	180	380	365	921

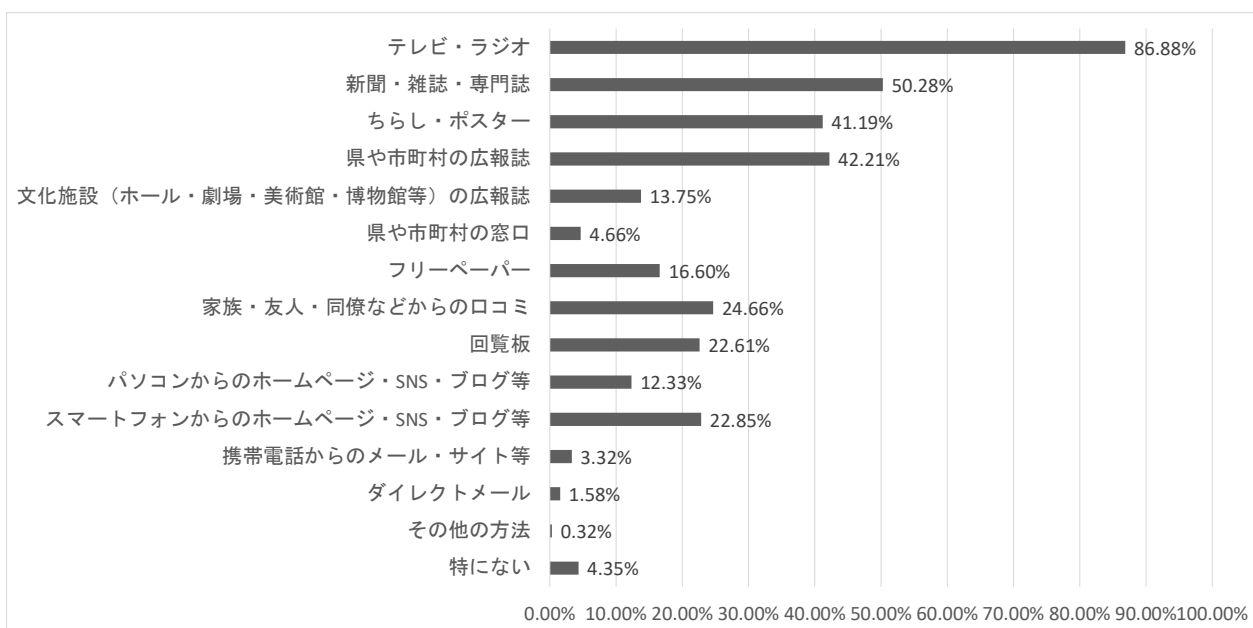
問7 あなたが、問6の文化施設をもっと利用したくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。



問8 宮崎県が行っている次の文化振興事業を知っていますか。

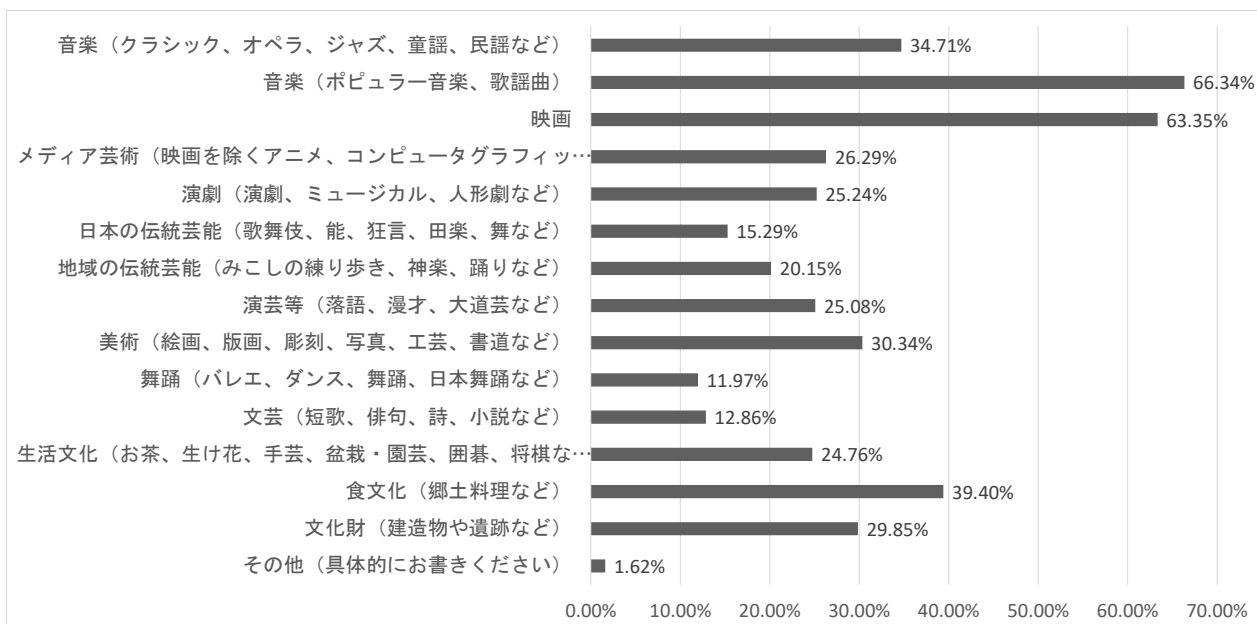


問9 文化に関する情報を主にどのようなものから入手していますか。

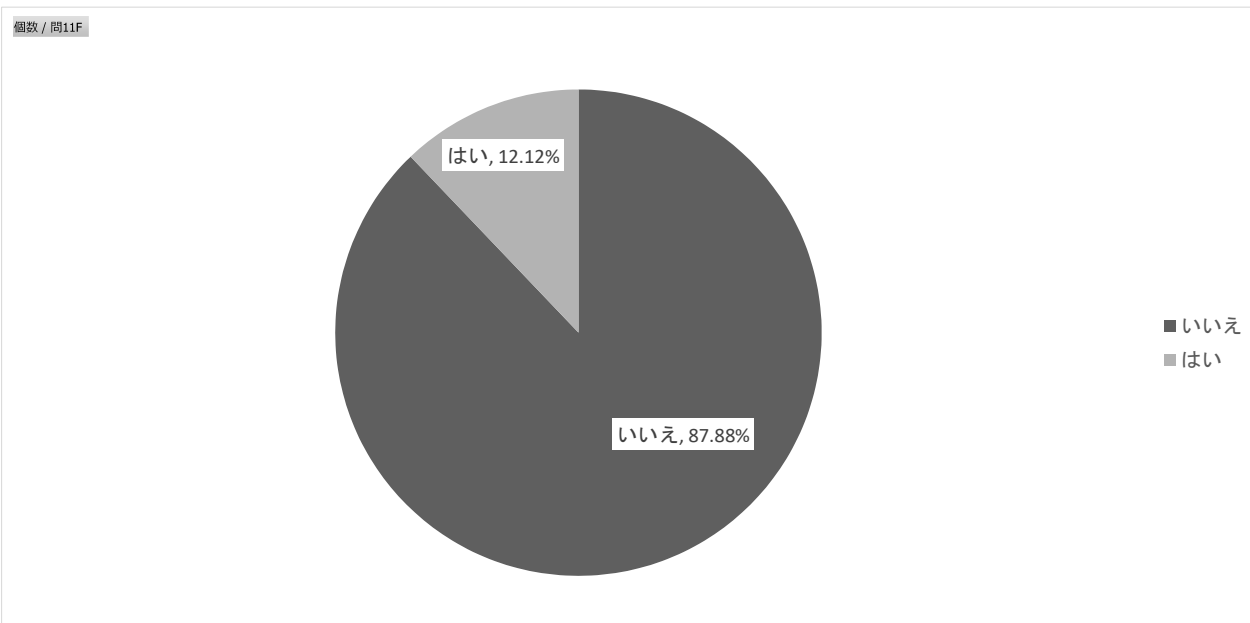


文化活動への参加の状況に関してお尋ねします。

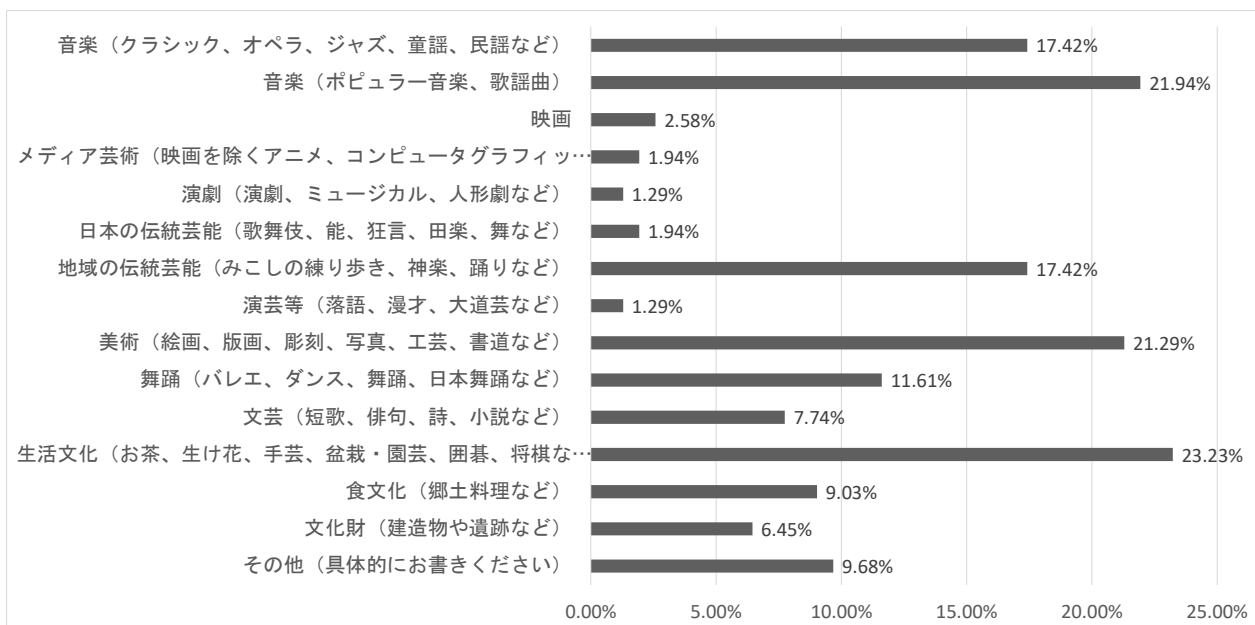
問10 どのような文化活動に興味関心がありますか。



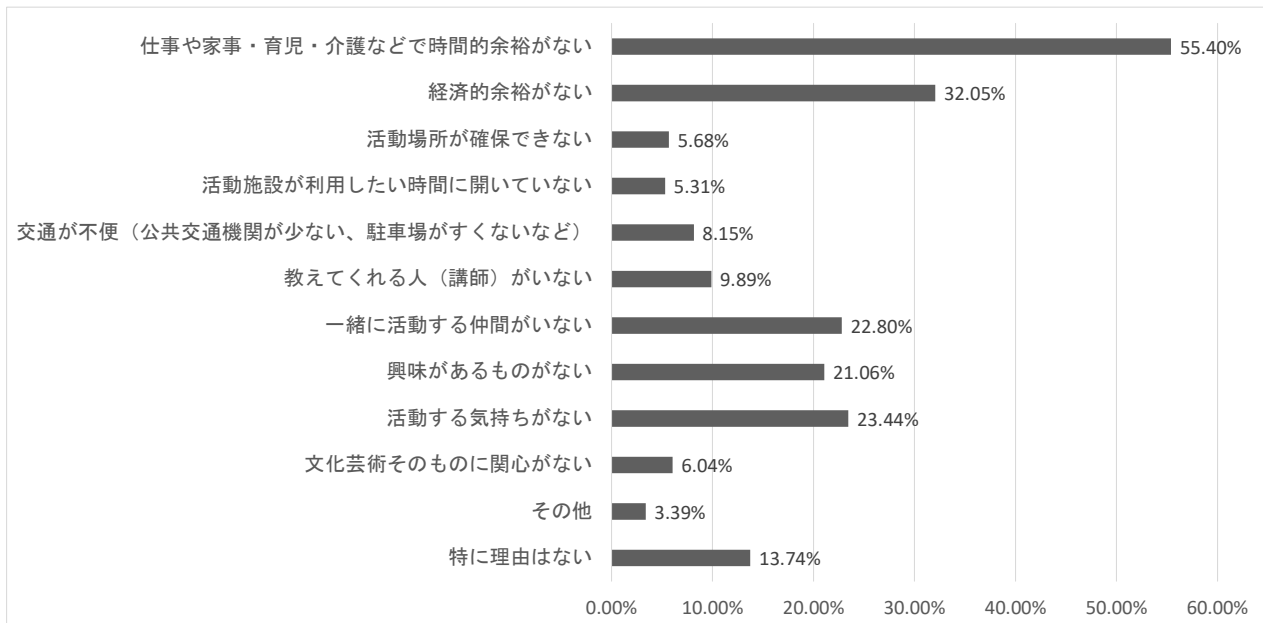
問11 あなたは、文化に関することで、主体的に個人またはグループで継続して活動（文化ボランティアを含む）していますか。



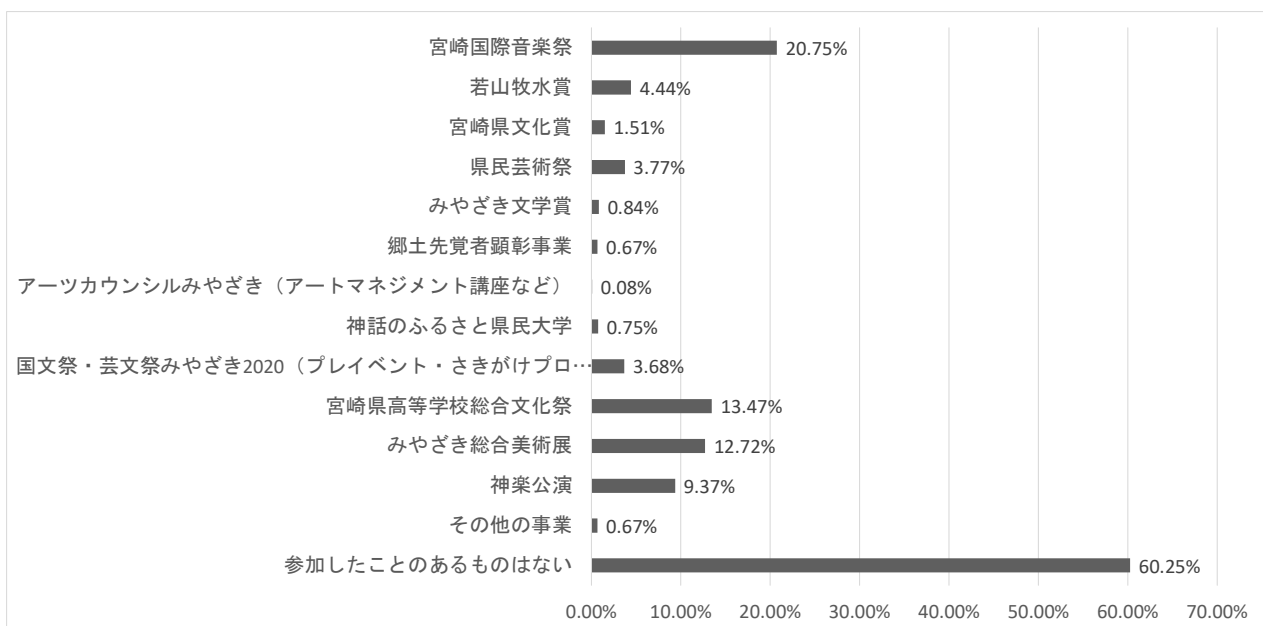
問12 問11で「はい」と回答された方にお聞きします。継続して活動しているのは、どのような分野ですか。



問13 問11で「いいえ」と回答された方にお聞きします。あなたが活動をしていないのは、どのような理由からですか。

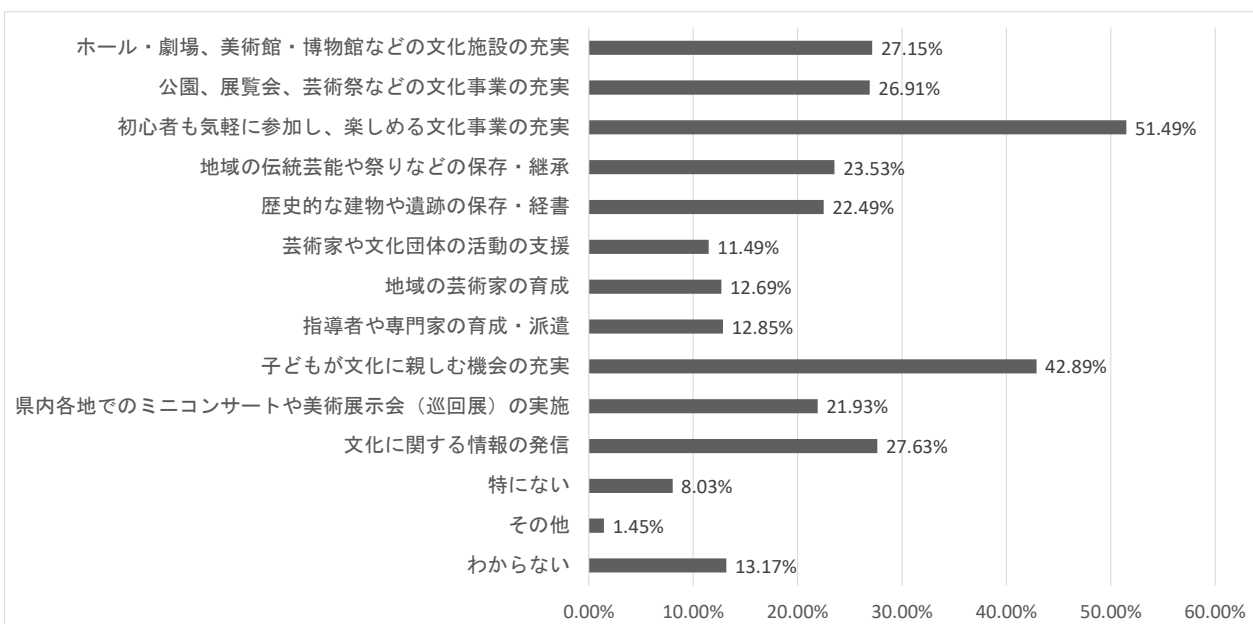


問14 宮崎県が行っている次の文化振興事業で、あなたが観たり、参加したことがあるものはありますか。

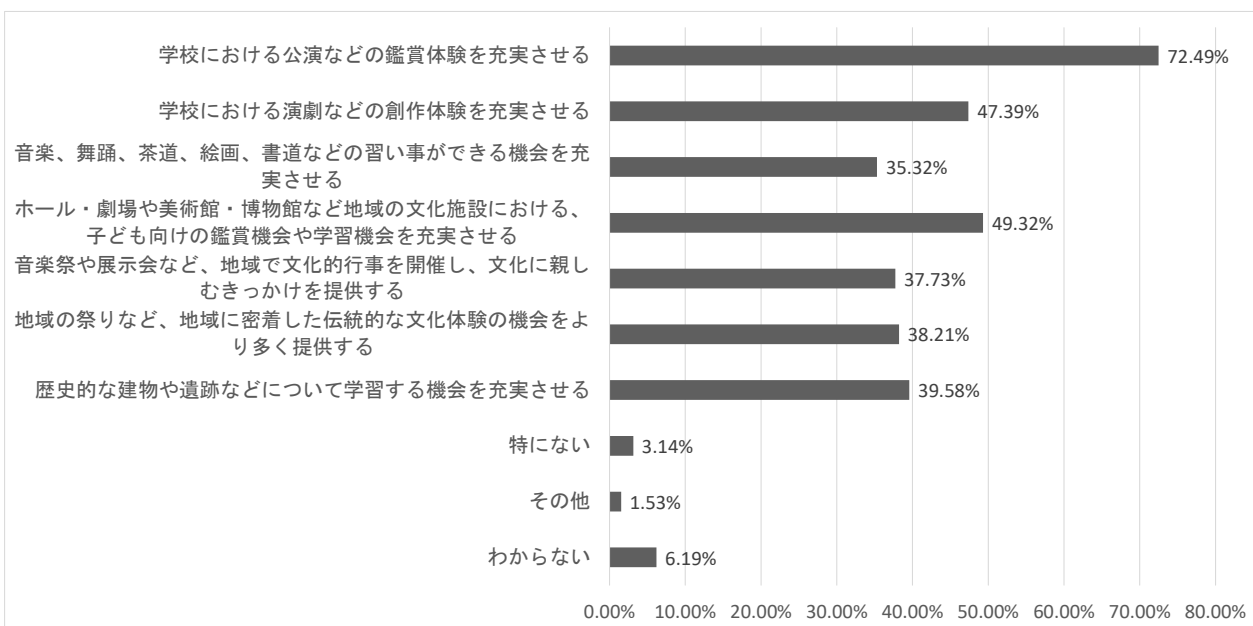


文化振興に向けた今後の方向性についてあなたのお考えをお尋ねします。

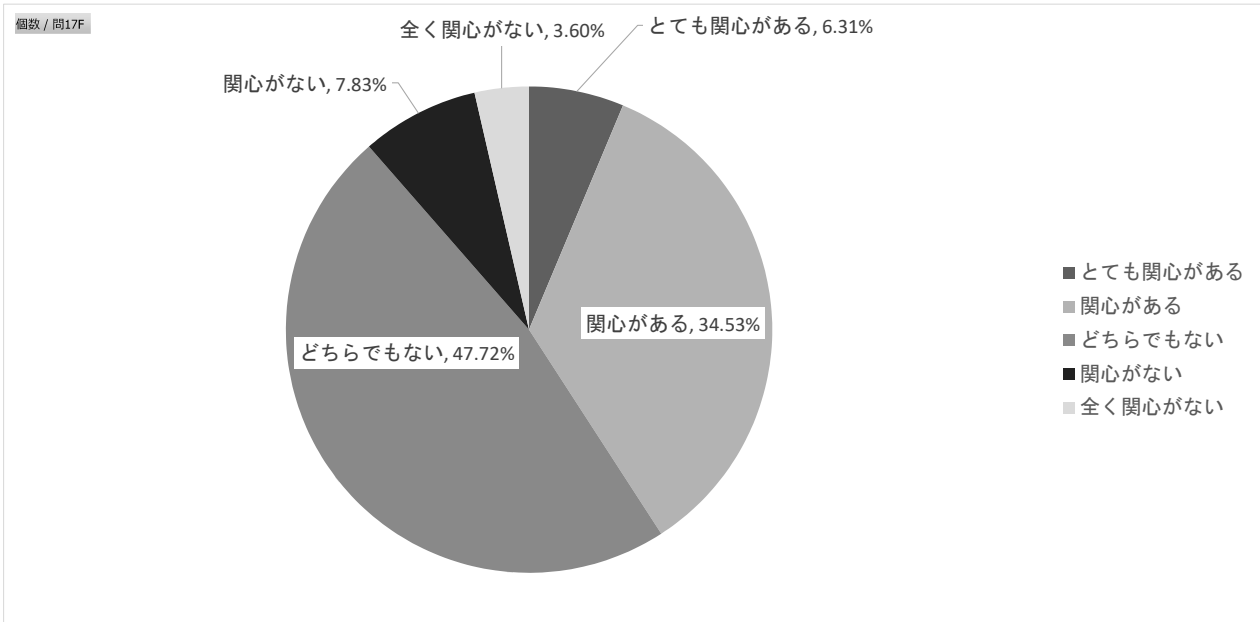
問15 本県において、一層文化に親しむことができるようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。



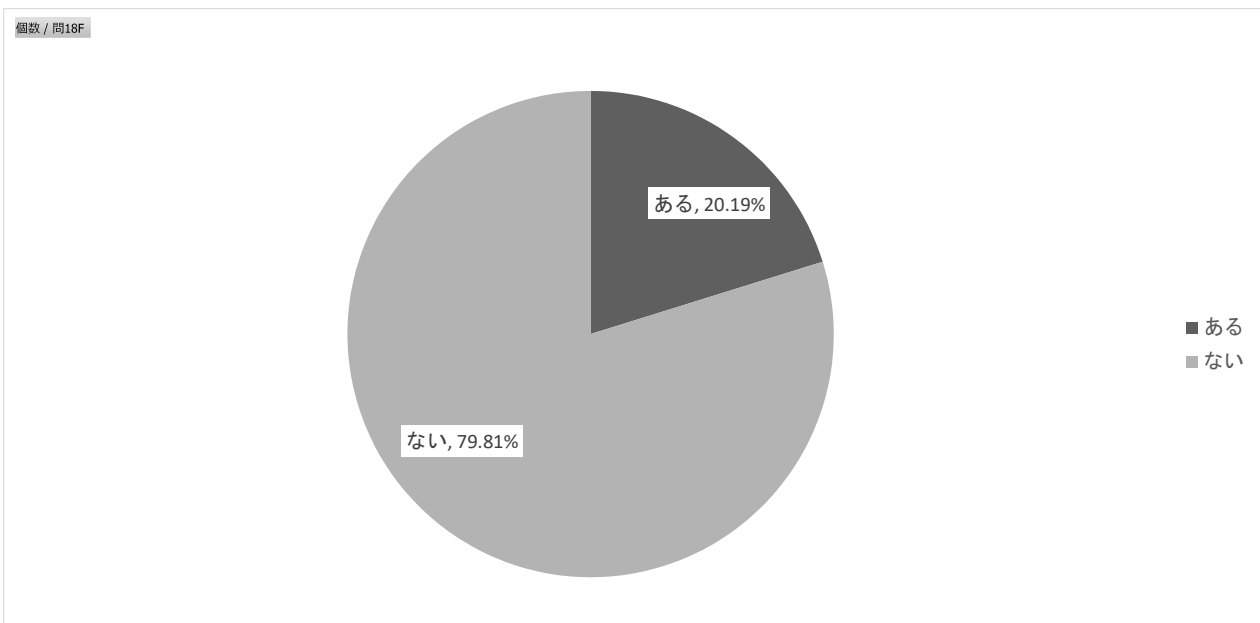
問16 子どもたちが文化に親しむ機会を充実させるために、県や市町村はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。



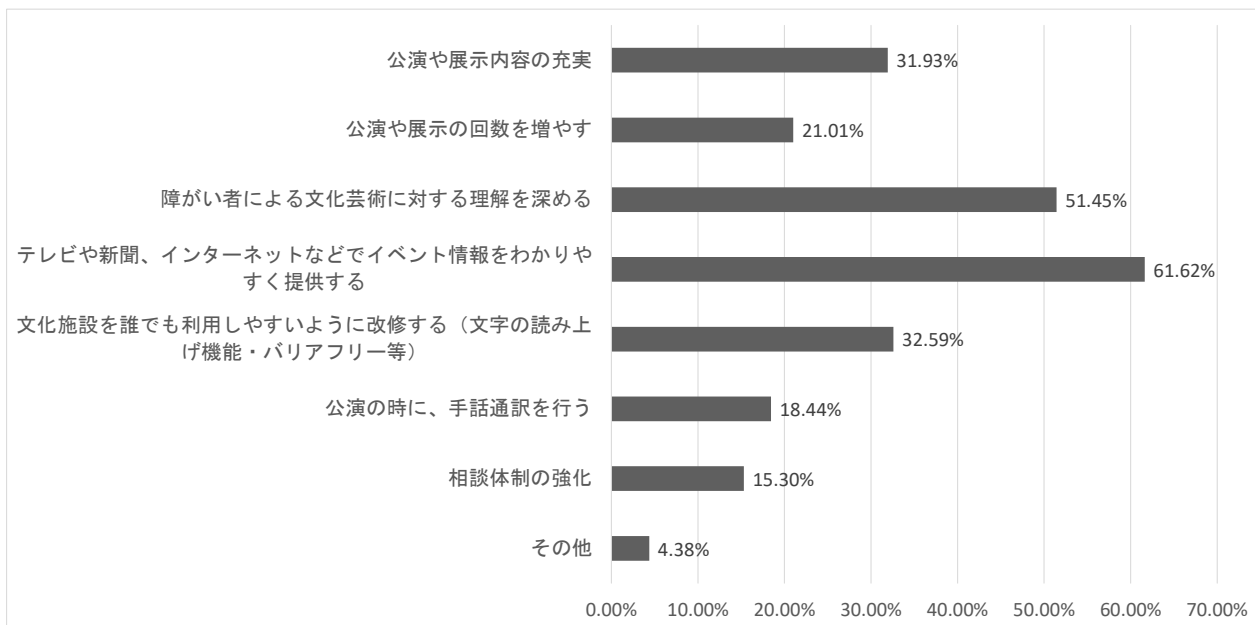
問17 障がいのある方による演劇、音楽公演、アートなどに興味関心がありますか。



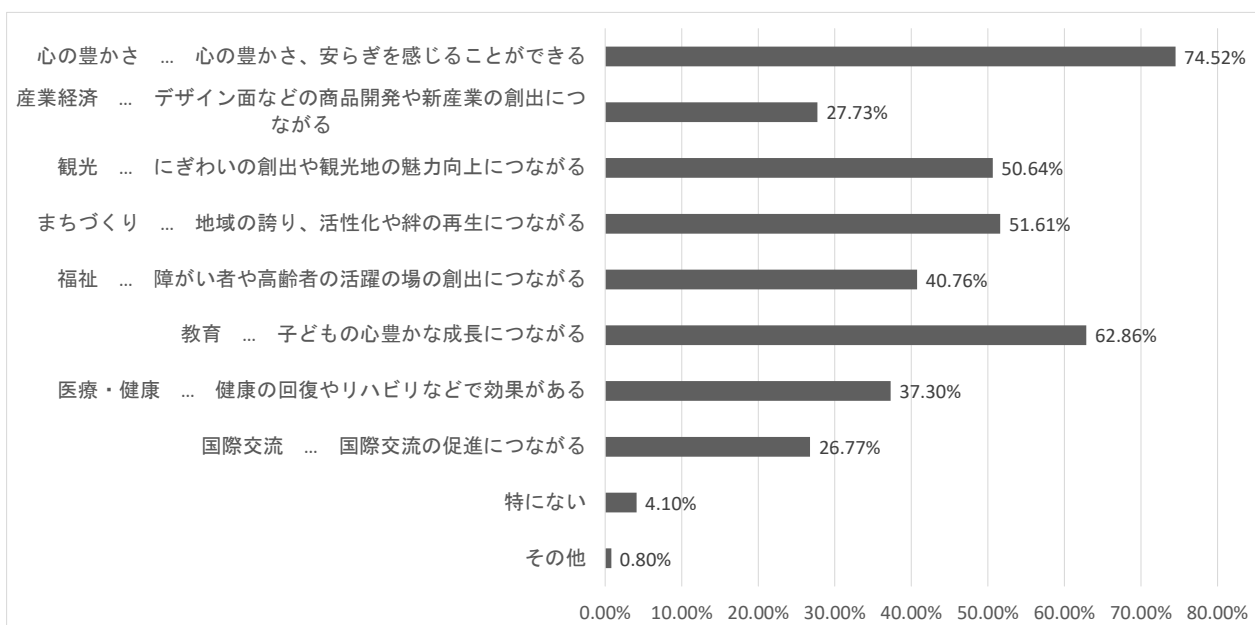
問18 障がいのある方による演劇、音楽公演、アートなどを鑑賞・参加したことがありますか。



問19 障がいのある方による演劇、音楽公演、アートなどを多くの方が鑑賞したり、参加したりするためには何が重要だと思いますか。



問20 近年、文化には教育や産業など、さまざまな面での可能性や効果が期待されています。次の中であなたが期待するものはなんですか。

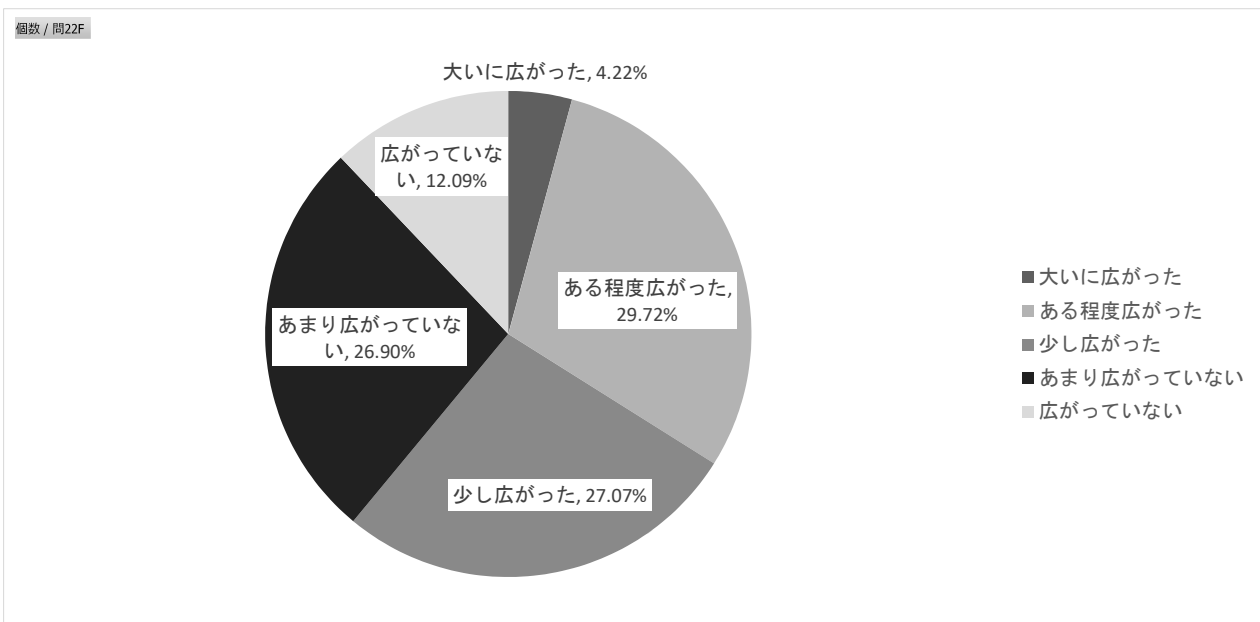


問 2 1 愛着や誇りを感じる宮崎県の「文化」には、どのようなものがあると思いますか。

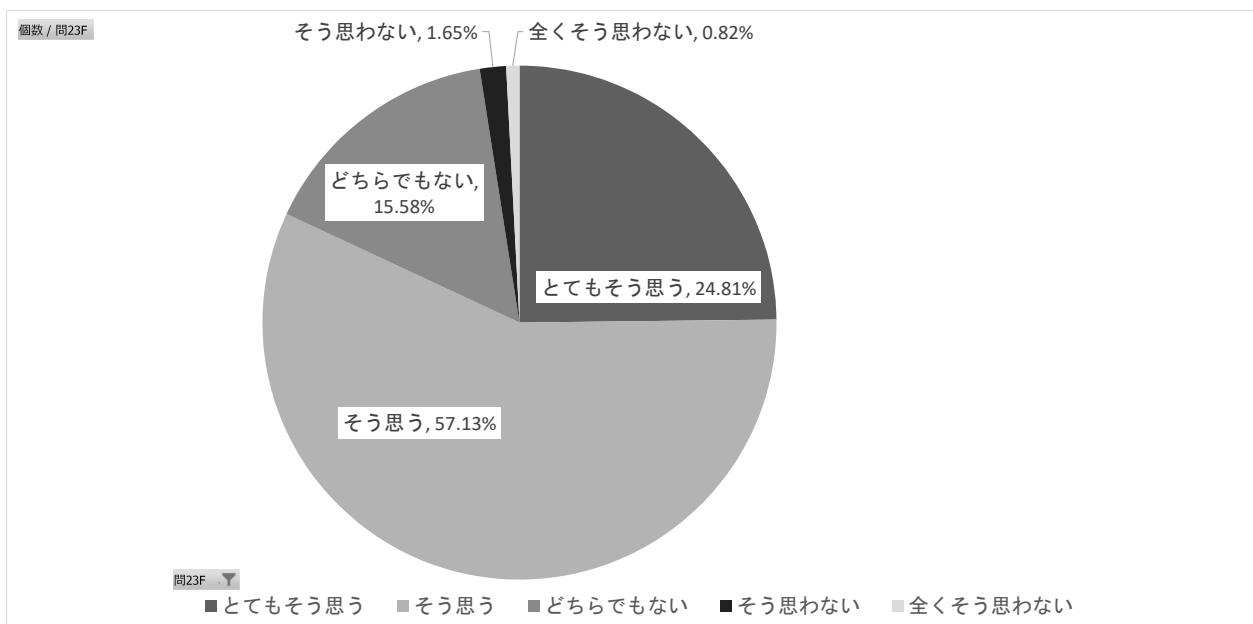
自由記載

記紀編さん 1300 年記念事業についてお尋ねします。

問 2 2 神話・伝承、ゆかりの地、神楽等が「みやざきの宝」であるという認識が県民の皆さんに広がったと思いますか。



問23 今後も、神話・伝承、ゆかりの地、神楽等の「みやざきの宝」の情報発信に取り組んでいく必要があると思いますか。



問24 本件の文化振興について、ご意見・ご提案などがありましたらご自由にお書きください。

自由記載

宮崎県文化振興条例（令和4年3月14日条例第2号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 文化の振興等に関する基本施策

第1節 文化の振興（第10条—第13条）

第2節 文化を実感できる環境づくり（第14条—第17条）

第3節 文化を支え、育む人づくり（第18条—第23条）

第4節 文化を活用した地域づくり（第24条—第26条）

附則

かつて日向国と称された宮崎県は、燦(さん)々と太陽が降り注ぐとともに、秀麗で緑深き九州山地や霧島連山を源とする清らかなせせらぎが山里を流れ下り、やがて大きな河となって大地を潤し、黒潮寄せる雄大な日向灘(なだ)に注いでいる。

これらの豊かな自然や温暖な気候風土の中で、先人たちは、互いに助け合い、祈りと感謝を捧げながら、狩猟や焼畑農耕、稲作、漁労などの生業、伝統工芸や多彩な食文化を生み出してきた。

また、古事記や日本書紀において日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれている本県には、数多くの神話や伝承とともに、神楽をはじめとする多様な民俗芸能や祭り、古墳や歴史的町並みが今も暮らしの中に息づいており、これらを背景として、文学や音楽、美術などの芸術の分野においても、県内各地で様々な活動が展開されている。こうした文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産であり、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に触れ親しむことができる地域社会を目指していく必要がある。

人口減少の進行などにより社会環境が大きく変化する中、私たちは、今改めて文化の固有の意義と価値や文化の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、先人たちから受け継いできた文化を次の世代へ継承し、及び発展させるとともに、新たな文化を創造し、もって県民一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる活力ある宮崎県づくりにつなげていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下に、その自主性が尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の振興等に当たっては、県民がその年齢、障がいの有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう考慮されなければならない。

4 文化の振興等に当たっては、文化に対する県民の関心及び理解を深めつつ、文化の多様性が尊重されるよう考慮されなければならない。

5 文化の振興等に当たっては、本県の自然、風土及び歴史に培われてきた特色ある文化を県民が郷土への誇りと愛着を持って将来に継承できるよう考慮されなければならない。

6 文化の振興等に当たっては、本県の文化の魅力が国内外に広く発信されるとともに、文化を通じた人々の活発な交流の推進が図られるよう考慮されなければならない。

7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下これらを「子ども」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されなければならない。

8 文化の振興等に当たっては、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化の振興等に当たっては、県民、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村及び県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化の振興等に関する施策を効果的に推進するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、文化についての関心及び理解を深め、文化に親しむこと等を通じて、文化の振興等に貢献するよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、基本理念を理解し、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性を育むことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、市町村が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、当該施策に関する情報提供その他の必要な協力を行うものとする。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第9条 県は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興等に関する施策を推進するための基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 文化の振興等に関する基本施策

第1節 文化の振興

(芸術及び芸能の振興)

第10条 県は、文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（次条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第11条 県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）並びに祭り、年中行事、神話、伝承その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第12条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化、方言その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用並びに景観等の保全及び活用)

第13条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の適切な保存及び活用が図られるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、地域の歴史的又は文化的な景観等を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化を実感できる環境づくり

(文化に対する理解の醸成等)

第14条 県は、県民の文化に対する興味及び関心を広げ、並びに理解及び共感を深められるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第15条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設等の充実及び活用の促進)

第16条 県は、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

第17条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動への参画又は支援の促進に努めるものとする。

第3節 文化を支え、育む人づくり

(郷土に対する誇りと愛着の醸成)

第18条 県は、県民が文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの感性等の育成)

第19条 県は、子どもの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもが文化に触れる機会の提供、子どもによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がいのある人の文化活動の充実)

第20条 県は、文化が障がいのある人の個性と能力の発揮及び共生社会の実現に資する多様な機能を有することに鑑み、障がいのある人の文化活動が幅広く行われるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者の文化活動の充実)

第21条 県は、文化が高齢者の生きがいづくりにつながるとともに、豊富な知識及び経験を有する高齢者が文化の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化活動の充実が図られるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

第22条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動の指導を行う者、文化活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化に関する中間支援を行うものその他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第23条 県は、県民が自主的かつ主体的な文化活動を通じて文化の振興等に積極的に取り組む機運が醸成されるよう、文化の振興等に関し顕著な功績があると認められるものを顕彰するよう努めるものとする。

第4節 文化を活用した地域づくり

(文化を生かした地域の活性化)

第24条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を活用したまちづくり及び地域活力の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化を生かした産業の活性化)

第25条 県は、文化が観光その他の産業の活性化に資するよう、文化と産業の相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化による交流の推進)

第26条 県は、文化に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやざき文化振興計画

令和5年6月発行

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

〒880-8501 宮崎県橘通東2丁目10番1号
TEL 0985-26-7117 FAX 0985-32-0111